審査意見への対応を記載した書類(6月)

(目次) 看護学部 看護学科

【設置	の趣旨	目的等】

1 【全体計画審査意見1の回答について】

3つのポリシーについて、以下の点を明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。(是正事項)

- (2) カリキュラム・ポリシーについて、授業科目を3つの区分に分けて配置することが示されており、当該「3区分を総合的に学ぶことにより、地域包括ケアシステムに資する意欲、知識、技術を養う」としているが、地域包括ケアシステムに資する意欲、知識、技術が当該3区分に整合するのか判然とせず、ディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力等をどのように涵養(かんよう)するのかも不明確である。
 ・・・・・・・7
- (3)前述のとおり、授業科目を3つの区分に分けて配置することが示されており、当該「3 区分を総合的に学ぶことにより、地域包括ケアシステムに資する意欲、知識、技術を養 う」とのことだが、当該3区分における教育内容を統合し、地域包括ケアシステムに係 る総合的な知識等を修得するための授業科目が判然とせず、どのように当該知識等を 修得できるのか不明確である。 ・・・・・・ 12

【教育課程等】

2 【全体計画審査意見2の回答について】

模擬患者を活用する各授業科目について、それぞれ十分な模擬患者が確保されていることを明確に説明し、その実現可能性が担保されていることを明らかにすること。(是正事項) 14

3 【全体計画審査意見4の回答について】

本学が掲げる「高度専門職業人」という用語について、一般的には大学院で養成される 人材を指すものであり、学内外に対して誤解を招く表現であることから、適切に改めること。(改善事項)

4 【全体計画審査意見6の回答について】

成人看護と老年看護における実習を統合して実施することを理由として挙げている「成人期と老年期はライフステージ、社会的役割についても連続するものであり、受け持ちの患者の疾病の成り立ち・変化の連続性を理解して上で看護を行う必要がある」ということについて、学生への誤解を避け、実習内容に対する理解がより深まるよう、シラバス等に明示すること。(改善事項)

5 【全体計画審査意見7の回答について】

実習施設の選定基準について、以下の点を明らかにし、必要に応じて適切に改めた上で、 養成する人材像や当該実習の目的等に照らして適切な実習施設が確保されていることを 改めて明確に説明すること。(是正事項)

- (1) 実習施設の選定基準の設定から、実習施設に病院が少なく、介護老人保健施設や介護 老人福祉施設、訪問看護ステーション等が多いことの妥当性を判断することができない。 ・・・・・・ 18
- (2)「実習指導体制や環境が整っている病院・施設」や「学生が困難なく実習に通うことができる」とあるが、抽象的な基準であるため、その妥当性を判断することができない。

6 【全体計画審査意見7の回答について】

看護職が常駐していない実習先における指導内容について、以下の点を明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。(是正事項)

- (1)本学の実習担当教員と実習先の実習指導者との間における指導内容の区分が判然としない。このため、看護職が常駐していない実習先において、どのような内容を本学の専任教員が直接指導し、どのような内容を実習先の実習指導者が指導するのか、その指導内容の区分を明確に説明することが求められる。
- (2) 学生が看護の視点から実習内容の理解をより深めることができるよう、カンファレンス時における本学の実習担当教員の果たすべき役割は重要と考えられるが、具体的な説明がないため、その内容が判然としない。 ・・・・・・ 27

7 【全体計画審査意見9の回答について】

実習評価について、「実習指導者の意見も踏まえたうえで、実習後に行う学生の個別評価と個別面談等の結果をもとに実習担当教員が担当学生の実習評価案を作成する」との

ことだが、「学生の個別評価」	が学生の自己評価を含むものか判然としないため、	明研	寉に
説明すること。(是正事項)			28

【入学者選抜】

8 【全体計画審査意見 11 の回答について】

一般入試の試験科目について、「本学のディプロマ・ポリシーにある科学的根拠に基づいた看護ができる人材、カリキュラム・ポリシーにある数理処理の基礎力の育成を根拠とし、数理処理に自信を持ち、論理的に、根気強く学習できる能力を持った学生を確実に集めたい」こと等を理由として、後期試験にのみ数学を必須科目として設定している。しかし、後期試験の受験者についても、試験科目で数学を必須科目としていない前期試験の受験者と同様に、高等学校からの調査票によって数学に係る基礎学力を測ることに鑑みれば、後期試験にのみ数学を必須科目として設けることの趣旨等が必ずしも判然としない。このため、アドミッション・ポリシーに照らして、後期試験の試験科目に数学を必須科目として設けることの趣旨等を明確に説明すること。(是正事項)・・・・・・29

【教員審査への対応】

9 【教員審査への対応】 ・・・・・ 32

1 【全体計画審査意見1の回答について】

3つのポリシーについて、以下の点を明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(1) ディプロマ・ポリシーの(5) に「地域社会に貢献したいという意欲」とあるが、アドミッション・ポリシーにも同様の記載があり、入学者選抜段階で本学への入学者に当該意欲を有していることを求めていることに鑑みれば、ディプロマ・ポリシーに同様の意欲を掲げることは必ずしも適当ではないと考えられる。

(対応)

アドミッション・ポリシーとディプロマ・ポリシーに「地域社会に貢献したいという意欲」という同様の記載がある中で、アドミッション・ポリシーとディプロマ・ポリシーにおいてそれぞれに求める「意欲」の内容は異なるものとなるが、その違いをより明確にするため、ディプロマ・ポリシーの記載を一部修正することとした。

【アドミッション・ポリシー】

- (1) 大学で看護を学修するための基礎的学力が身についている人(基礎学力)
- (2) 人々の生活、環境に興味関心をもち、命の尊厳と人の権利を重んじることができる人(倫理性・人の生活への関心)
- (3) 自らの可能性を信じ、課題に対して主体的に取り組む努力ができる人(自律と努力)
- (4) 多様な考え方を尊重するとともに、自らの考えを表現し、他者との関係性を築いていける人(コミュニケーションと協調)
- (5) 保健医療福祉に広く関心を持ち、自らの活動を通して地域社会に貢献したいという 意欲がある人(地域愛と活動力)

【ディプロマ・ポリシー】

川崎市立看護大学においては、以下のような資質・能力を身に付け、かつ所定の単位を 修得した学生に、学士(看護学)を授与することとする。

- (1) 社会構造の変化を見据え、様々な年代、多様な人々の生活の維持・向上につながる 支援を考究し実践できる社会人基礎力
- (2) 高い倫理性と科学的根拠に基づいた判断力を持ち、効率的・効果的に看護を実践できる力
- (3)先見性、柔軟性、創造性を持ち、他者や多職種と協働して実践できる能力
- (4) 医療の高度化、生活様式や社会の多様化に対応し、看護の改善・発展に取り組むことができる専門職としての基礎力
- (5) 地域包括ケアシステムに資する意欲・知識・技術

具体的には、「(5)地域社会に貢献したいという意欲及び地域包括ケアシステムに資する知識と技術」という記載を、「(5)地域包括ケアシステムに資する意欲・知識・技術」とする。アドミッション・ポリシーにおける「地域社会に貢献したいという意欲」は、保健医療福祉等の専門分野に広く関心を持ちつつも、地域社会に貢献したいという意欲については、具体性は無くとも広く地域社会に貢献したいという気持ちを持っていることを求めるものとする。一方で、ディプロマ・ポリシーにおける「地域包括ケアシステムに資する意欲・知識・技術」は漠然と持っていた地域社会に貢献したいという意欲を、本学のカリキュラム等により、看護職としての専門性を活かして地域包括ケアシステムに資することについての意欲を得ていることを求めることとする。

なお、カリキュラム・ポリシーにおいては、【人間理解の基礎】、【専門基礎】、【専門】の3区分を総合的に学ぶことにより、「地域包括ケアシステムに資する意欲、知識、技術を養う」こととしており、これら3区分の学びによってディプロマ・ポリシーの(1)から(5)までの能力が育成されることになるが、この修正によりカリキュラム・ポリシーに掲げる記載とディプロマ・ポリシーがより確実に整合することとなり、今回の修正による全体計画への不整合は無いものと考える。

【カリキュラム・ポリシー】

授業科目は、「人間理解の基礎」、「専門基礎」及び「専門」の3区分とする。

- I 【人間理解の基礎】は、「科学的思考の基盤」「環境と社会」「人間の理解」「語学」の 4 区分の科目を配置し、看護職としての専門的能力の基盤となる社会人基礎力を養う。
- Ⅱ 【専門基礎】は、「人体の構造と機能」「疾病の成り立ちと回復の促進」「健康支援と社会保障制度」「健康現象の疫学と統計」の4区分の科目を配置し、倫理的及び科学的に看護を実践するための基礎となる力を養う。
- 【専門】は、「基礎看護学」「地域・在宅看護論」「成人看護学」「老年看護学」「小児看護学」「母性看護学」「精神看護学」「看護の統合と実践」「公衆衛生看護学」「臨地実習」の各専門領域の科目を配置し、看護専門職としての基礎力や実践力、他者や多職種と協働する力を養う。

これら、【人間理解の基礎】【専門基礎】【専門】の3区分を総合的に学ぶことにより、 地域包括ケアシステムに資する意欲、知識、技術を養う。

- 1)カリキュラムの構成は、基礎的な内容から、専門的・発展的な内容へと段階的に学修ができるよう、内容の順次性を考慮して配置する。
- 2)看護専門職としての基礎力を育成するために、講義・演習・実習を有機的に機能させる。

- 3) 先見性、柔軟性、創造性を養うために、ICT、シミュレーション教育、e-learning、 領域横断的なセミナー等を活用するとともに、アクティブ・ラーニングを基本とした多様な教育方法を取り入れる。
- 4)論理的思考力や数理処理の基礎力を育成するために、川崎市の保健・医療・福祉・生活に関する統計情報等を活用する。
- 5)人々の生活、社会と健康との関係、多職種連携等地域包括ケアシステムに資する能力 を育成するために、実習場所、講義へのゲストスピーカー、模擬患者等、川崎市の社会 資源を活用する等、系統的に地域包括ケアシステムを学ぶ科目を設定する。
- 6)学生が各科目の到達目標を理解しやすいシラバスとし、学修成果を確認できる学修ポートフォリオの活用によって、意欲、知識、技術等を総合的に評価する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類

旧対照衣)設直の趣旨寺を記載した書類	
新	IΒ
【10ページ】	【10ページ】
地域包括ケアシステムに資する人材の養成を目	地域包括ケアシステムに資する人材の養成を目
指し、第1に社会人基礎力を置きつつ、倫理性	指し、第1に社会人基礎力を置きつつ、倫理性
と科学的根拠に基づく判断力、多職種と協働す	と科学的根拠に基づく判断力、多職種と協働す
る力、医療の高度化への対応や看護の改善・発	る力、医療の高度化への対応や看護の改善・発
展に取り組む力など看護師として必要な能力を	展に取り組む力など看護師として必要な能力を
有し、 <u>地域包括ケアシステムに資する意欲・知</u>	有し、地域社会に貢献したいという意欲を持ち、
識・技術を持つ人材に学位を授与することとす	地域包括ケアシステムに資する知識と技術を持
వ .	<u>つ人材に学位を授与する</u> こととする。
<u>【ディプロマ・ポリシー】</u>	<u>【ディプロマ・ポリシー】</u>
(5)地域包括ケアシステムに資する意欲・知識・	(5)地域社会に貢献したいという意欲及び地
<u>技術</u>	域包括ケアシステムに資する知識と技術

- 1 【全体計画審査意見1の回答について】
 - 3つのポリシーについて、以下の点を明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。
- (2) カリキュラム・ポリシーについて、授業科目を3つの区分に分けて配置することが示されており、当該「3区分を総合的に学ぶことにより、地域包括ケアシステムに資する意欲、知識、技術を養う」としているが、地域包括ケアシステムに資する意欲、知識、技術が当該3区分に整合するのか判然とせず、ディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力等をどのように涵養(かんよう)するのかも不明確である。

(対応)

はじめに、本学のカリキュラム・ポリシーは次の通りとなる。

授業科目は、「人間理解の基礎」、「専門基礎」及び「専門」の3区分とする。

- I 【人間理解の基礎】は、「科学的思考の基盤」「環境と社会」「人間の理解」「語学」の4区分の科目を配置し、看護職としての専門的能力の基盤となる社会人基礎力を養う。
- Ⅱ 【専門基礎】は、「人体の構造と機能」「疾病の成り立ちと回復の促進」「健康支援と社会保障制度」「健康現象の疫学と統計」の4区分の科目を配置し、倫理的及び科学的に看護を実践するための基礎となる力を養う。
- Ⅲ 【専門】は、「基礎看護学技術」「地域・在宅看護論」「成人看護学」「老年看護学」「小児看護学」「母性看護学」「精神看護学」「看護の統合と実践」「公衆衛生看護学」「臨地実習」の各専門領域の科目を配置し、看護専門職としての基礎力や実践力、他者や多職種と協働する力を養う。

これら、【人間理解の基礎】【専門基礎】【専門】の3区分を総合的に学ぶことにより、 地域包括ケアシステムに資する意欲、知識、技術を養う。

- 1)カリキュラムの構成は、基礎的な内容から、専門的・発展的な内容へと段階的に学修ができるよう、内容の順次性を考慮して配置する。
- 2) 看護専門職としての基礎力を育成するために、講義・演習・実習を有機的に機能させる
- 3) 先見性、柔軟性、創造性を養うために、ICT、シミュレーション教育、e-learning、 領域横断的なセミナー等を活用するとともに、アクティブ・ラーニングを基本とした 多様な教育方法を取り入れる。
- 4)論理的思考力や数理処理の基礎力を育成するために、川崎市の保健・医療・福祉・ 生活に関する統計情報等を活用する。
- 5)人々の生活、社会と健康との関係、多職種連携等地域包括ケアシステムに資する能

力を育成するために、実習場所、講義へのゲストスピーカー、模擬患者等、川崎市の社会資源を活用する等、系統的に地域包括ケアシステムを学ぶ科目を設定する。

6) 学生が各科目の到達目標を理解しやすいシラバスとし、学修成果を確認できる学修ポートフォリオの活用によって、意欲、知識、技術等を総合的に評価する。

まず、カリキュラム・ポリシーの3区分と地域包括ケアシステムに資する意欲、知識、技術との関係性について説明する。

前回の修正でも明らかにしたように、本学における地域包括ケアシステムの構築は、高齢者に限定せず、「全ての地域住民」を対象とし、「誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」と定義している。ICN(国際看護協会)の看護の定義にあるように、看護は「あらゆる場であらゆる年代の個人及び家族、集団、コミュニティを対象に、対象がどのような健康状態であっても、独自にまたは他と協働して行われるケアの総体である」ことから、本学における地域包括ケアシステムの定義において「全ての地域住民を地域で支えるためのケア」とすることは看護の考え方と合致したものである。

この考え方に基づき、【人間理解の基礎】により社会人基礎力を身に付け、【専門基礎】により倫理的及び科学的に看護を実践する基礎力を養い、【専門】においては、基礎看護学を基盤とし、ライフステージ(小児看護学、母性看護学等)やあらゆる健康レベル(精神看護学、公衆衛生看護学等)にある人々へのアセスメントから支援とその評価までを学ぶ中で、看護専門職としての基礎力や実践力、他者や多職種との協働力を養うものである。これら3つの区分を総合的に学ぶことにより、地域包括ケアシステムに資する意欲、知識、技術を養うことになると考えた。

【人間理解の基礎】での学びにおいては、〈総合講義〉における大学での学びについての講義の中で、地域の現場を熟知する川崎市職員による川崎市が期待する医療についてなどをテーマに学ぶ中で意欲を醸成する。また、〈川崎の文化と科学〉において人間が生活する文化や地域社会を理解することで、人や地域社会に関わることへの意欲と知識を学んでいく。更に、〈サービスラーニング論 I (基本)〉、〈サービスラーニング論 I (実践)〉において実際に地域でボランティア活動などを行い、地域貢献する意欲を醸成するなど社会人基礎力を養う中で地域包括ケアシステムに資する意欲と知識を身に付けていくこととなる。

次に、【専門基礎】においては、《人体の構造と機能》や《疾病の成り立ちと回復の促進》の各科目において人間の構造や病理について学び、地域包括ケアの対象を理解することに繋げていく。この中で、〈公衆衛生学〉においては、川崎市の実際のデータを活用しながら健康支援のシステムや社会の状況などを学び、〈保健医療福祉行政論 I (基礎)〉では、看

護に関する関係法規や制度の基礎知識について学び、地域住民の健康な生活を支えるための制度、地域資源とその活用方法について理解を深め、地域包括ケアシステムに資する意欲と知識を身に付けていく。

【専門】においては、【人間理解の基礎】及び【専門基礎】で修得した意欲、知識を基盤とし、それらの科目との関連性を持たせながら学んでいく。例えば《地域・在宅看護論》では、〈地域・在宅看護学概論〉で基本となる考え方を学び、〈地域・在宅看護学方法論〉で典型的な事例等を題材としながら、どのように看護過程を展開していくかの方法を学んでいく。また、〈地域・在宅看護学演習〉でシミュレーション学修等を活用しつつ看護支援の技術を学び、〈地域包括ケア実践Ⅱ(継続看護)〉では、在宅と病院において医療福祉サービスを継続するための看護、福祉分野との連携について学ぶ。更に、臨地実習では、3つの区分で学んだことを臨地の実際の状況に当てはめながら、受け持ち患者の支援計画、支援の実施、評価あるいは、対象とする集団の課題の抽出、支援計画、実施、評価といった一連の看護過程を展開しつつ、知識と技術を統合していくことになるが、〈在宅看護学実習〉では訪問看護ステーション、〈地域包括ケア実習〉では、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所という、上記の〈地域包括ケア実践Ⅱ(継続看護)〉で学んだことを実践している地域包括ケアシステムの最前線で学ぶことが出来、授業内容の順次生を活かしながら意欲、知識、技術を修得する。

また、4年次の<看護研究 I (基礎)>、<看護研究 II (発展)>において自らが深めたいテーマを追及し、意欲・知識・技術の統合を涵養する。テーマは学生個人が設定するものであるが、看護が対象とするべき課題であり、本学の定義する地域包括ケアシステムに資するものであると考えられる。更に、審査意見 1 (3)への対応において、新たに地域包括ケアシステムについての全ての学びを統合する科目として<統合地域包括ケア演習>を設置し、地域資源を活用した切れ目ない支援を統合して学ぶ演習科目として位置づけた。これらの科目は4年次に配置されており、カリキュラム・ポリシーの3つの区分を総合する科目であり、地域包括ケアシステムに資する意欲、知識、技術を修得していく。

次に、本学のディプロマ・ポリシーは次の通りとなる。

【ディプロマ・ポリシー】

川崎市立看護大学においては、以下のような資質・能力を身に付け、かつ所定の単位を 修得した学生に、学士(看護学)を授与することとする。

- (1) 社会構造の変化を見据え、様々な年代、多様な人々の生活の維持・向上につながる 支援を考究し実践できる社会人基礎力
- (2) 高い倫理性と科学的根拠に基づいた判断力を持ち、効率的・効果的に看護を実践できる力
- (3) 先見性、柔軟性、創造性を持ち、他者や多職種と協働して実践できる能力
- (4) 医療の高度化、生活様式や社会の多様化に対応し、看護の改善・発展に取り組むことができる専門職としての基礎力

(5) 地域包括ケアシステムに資する意欲・知識・技術

ディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力等への涵養について、まず、ディプロマ・ポリシーの(1)に定める社会人基礎力は、主に【人間理解の基礎】で養うこととした。主な科目の例示としては、〈サービスラーニング論 I(基本)〉、〈サービスラーニング論 I(実践)〉において、地域で実際に他の学生と協力しながらボランティア活動等を行う経験を積むことなどが社会人基礎力における「前に踏み出す力」「チームで働く力」を醸成する。また、〈クリティカルシンキング〉で論理的思考を学び「考え抜く力」を得る。更に、〈キャリア論〉では、自身のキャリア形成に向けて自分の経験の棚卸なども学ぶ内容となっており、社会人基礎力に定義される「3つの能力を発揮するために自己を認識して振り返るリフレクション能力」についても学ぶことができる。また、これら【人間理解の基礎】において身に付けた社会人基礎力は、【専門】における各臨地実習で、実際に社会に出て学びを得る中で、更に磨かれるものと考える。

次に、ディプロマ・ポリシーの(2)・(3)・(4)群は看護専門職としての能力であるが、(2)倫理的及び科学的に看護を実践する能力は、【専門基礎】及び【専門】の科目区分で身に付けていく。具体的には、科学的な根拠に基づく判断力を養う科目としては【専門基礎】の、《人体の構造と機能》と《疾病の成り立ちと回復の促進》において人間の構造について科学的に学び、《健康支援と社会保障制度》と《健康現象の疫学と統計》において、健康支援のシステムや社会の状況などを統計データなどに基づき科学的に学び、その総まとめとして〈臨床推論〉で、人を全人的、科学的に理解しアセスメント力を養う。また、看護における倫理を学ぶのは【専門】の〈看護倫理学 I (基本)〉で看護倫理の基本を学び、各看護学の臨地実習でその実際を学んだ後に、〈看護倫理学 I (発展)〉でそれらの経験を踏まえて、より実践に学びを発展させていけるように科目を設置している。更に、効率的で効果的な看護実践力については、〈保健医療福祉行政論 I (基礎)〉で学んだ法制度などの知識を基に、各演習、実習で実際の看護の場において学ぶ。例えば〈地域包括ケア実習〉では、ケースの発見から、継続的なケアが構築されるまでのプロセスを実践的に学び、〈在宅看護学実習〉で在宅看護の実際について訪問看護ステーションにおけるケアの提供方法を学び、効率的・効果的に看護を実践できる力を養う。

ディプロマ・ポリシーの(3)は主に【専門】の科目区分で養っていく。他者や多職種と協働して実践する能力は、〈看護コミュニケーション論 I (基本)〉、〈看護コミュニケーション論 I (発展)〉で他者とのコミュニケーションを学び、〈地域包括ケア実践 I (多職種協働)〉で保健医療福祉に関係する多職種の専門職の役割と機能について学び、〈地域包括ケア実践 I (継続看護)〉で、看護の対象者が家庭や地域社会で生活の質を保ち安心して生活するために必要な医療福祉サービスを継続するための看護、福祉分野との連携の必要性ならびに調整方法の実際を学ぶ。また、〈災害看護学 I (基礎)〉においてもDMATを学ぶ中で多職種との協働を学ぶことが可能であり、実習においては、例えば〈地域包括ケア

実習>の実習先となる地域包括支援センターには保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等配置されていることや、<小児看護実習II(療育・特別支援学校)>の実習先となる特別支援学校には、教員、看護師、理学療法士、養護教員等が配置されていることから、実際に行われている多職種連携を臨地で学ぶことができる。また、先見性、柔軟性、創造性については、学内の Wi-Fi 設備の強化や、ディスカッションが自由にできる教室やラウンジの配置、タブレットを活用したデジタル教科書の導入など、学習環境を整備し、知識を獲得するとともに、多様な情報や価値観を取り入れるアクティブ・ラーニングを行うことにより養うこととした。

ディプロマ・ポリシーの(4)は【専門】の科目区分で養っていく。医療の高度化、生活 様式や社会の多様性に対応する力を付けるための具体的な科目としては、例えば《成人看護 学》の<成人看護学方法論Ⅰ(急性期)>、<成人・老年看護学実習Ⅱ(急性期)>におい て周術期等の急性期の対応を学ぶ中で医療の高度化を学ぶことができ、《基礎看護学》の< 基礎看護学技術Ⅰ(共通基本技術)>、<基礎看護学技術Ⅱ(生活支援技術)>、《地域・ 在学看護論》の<地域・在宅看護学方法論>などの各科目には、生活様式や社会の多様性に ついて学ぶ内容となっている。また、《小児看護学》の中には健康な児童や障害児、入院中 の病児、《母性看護学》の中には妊娠中の親、出産後の親、外国人の親など、《精神看護学》 の中にはアルコール依存症や薬物性精神障害、統合失調症など実に多くの社会の多様性に ついて学ぶ要素が含まれている。また、専門職としての基礎力は、講義・演習・実習を有機 的に機能させることで育成する。科目設定の基本を概論、演習、実習で組み立てており、例 えば《老年看護学》では、概論で専門領域の基本を講義の中で学んだのち、方法論で対象者 の特性に応じた看護ケアの方法を学び、演習で症例に応じた看護技術を学ぶというように、 知識・思考・技術を系統的に学べるようにカリキュラムの順序性を考慮して科目を設定した。 また、各専門領域を超えて、講義・演習・実習の統合を行う例として、<看護倫理学Ⅱ(発 展)>や<統合地域包括ケア演習>を設置し、【人間理解の基礎】、【専門基礎】、【専門】の 各看護学の概論・演習・実習の学びを経た後に、これまでの学びを統合させて、専門職とし ての基礎力を育成する。

ディプロマ・ポリシー(5)にある「地域包括ケアシステムに資する意欲・知識・技術」は、 【人間理解の基礎】、【専門基礎】、【専門】の3区分の科目をカリキュラム・プリシーにある 1)から6)の環境・方法で学修することにより、総合的に涵養するカリキュラム構成となっている。

なお、資料として「1-1ディプロマ・ポリシーと授業科目の対照表」を添付する。「地域包括ケアシステムに資する意欲、知識、技術」との整合については、各科目とディプロマ・ポリシー(5)との関係性で確認でき、各科目とディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力等との関係性は、ディプロマ・ポリシーの中の〇で確認が出来る。

1 【全体計画審査意見1の回答について】

3つのポリシーについて、以下の点を明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(3) 前述のとおり、授業科目を3つの区分に分けて配置することが示されており、当該「3区分を総合的に学ぶことにより、地域包括ケアシステムに資する意欲、知識、技術を養う」とのことだが、当該3区分における教育内容を統合し、地域包括ケアシステムに係る総合的な知識等を修得するための授業科目が判然とせず、どのように当該知識等を修得できるのか不明確である。

カリキュラム・ポリシーの3つの区分を総合的に学ぶことにより、「地域包括ケアシステムに資する意欲・知識・技術を養う」ことについては、審査意見1(2)への対応に記載した通りとなる。

3区分における教育内容を統合し、地域包括ケアシステムに係る総合的な意欲、知識、技術を修得するための授業科目としては、当初、4年生での<臨床推論>、<看護倫理学Ⅱ(発展)>、<看護研究Ⅱ(基礎)>、<看護研究Ⅱ(発展)>を想定していたが、これらは看護学全般についての総括的な科目であり、新たに地域包括ケアシステムを統合する総括的な科目を設置することでより理解が深まると考え、選択科目を必修科目に変更し、【人間理解の基礎】、【専門基礎】、【専門】の3区分における教育内容を統合する科目として設置することとする。

具体的には、4年後期に設定していた選択科目の「統合看護演習」(1単位)を4年後期の必修科目「統合地域包括ケア演習」(1単位)と変更し、その概要について「4年間の看護学の学びを地域包括ケアにどのように展開していくことができるのかという視点で、事例への対応を通して、ケアプランを立て、シミュレーションなどを行う。小児から看取りまでの各健康レベルにある事例や多重課題や困難な事例、急激に変化する場面について、アセスメントを行い、状況に応じた適切な看護を考えることを通して、思考力、判断力及び課題解決力を高める。また、20 グループ程度に分割してグループ活動を行い、支援計画の発表、事例に応じたロールプレイを行うことにより、実践能力を高める。」と変更する。

これに伴い、必修科目が 123 単位から 124 単位となり選択必修科目が 10 単位から 9 単位となるが、卒業に必要な単位数 133 単位は変更しない。

(新旧対照表)設置の趣旨等を記載した書類

新	IΒ
【23ページ】	【22ページ】
また、すべて実習が終了した4年次後期に<統	また、すべて実習が終了した4年次後期に <u>複合</u>
合地域包括ケア演習>を設定し、複合課題、多	課題、多重課題への対応を取り入れた<統合看

重課題への対応を取り入れながら、地域包括ケアシステムに関する学びの総まとめとし、卒業後の実践のリアリティショックを予防し、今後の学修意欲を喚起する科目としている。

護演習>を設定し、卒業後の実践のリアリティショックを予防し、今後の学修意欲を喚起する科目としている。

2 【全体計画審査意見2の回答について】

模擬患者を活用する各授業科目について、それぞれ十分な模擬患者が確保されている 事を明確に説明し、その実現可能性が担保されていることを明らかにすること

(対応)

模擬患者の養成は、学生のアセスメント能力、実践力の育成や地域に開かれた大学として 大学の授業に地域住民に参画していただくこと等を目的とした取組となる。

模擬患者を活用することを想定している授業は下の表にあるように、1年生で<看護コミュニケーション論 I (基本)>、2年生で<基礎看護学技術 IV (フィジカルアセスメント)>、3年生で<公衆衛生看護学方法論>と<老年看護学演習 II (認知症ケア)>、4年生で<臨床推論>、<看護コミュニケーション論 II (発展)>であり、各科目1回程度で模擬患者の活用を検討している。いずれも演習を伴う科目であり、演習の内容により、学年をいくつかに分けて授業を行うことになるが、25-50人ぐらいの学生に対して、8~13人程度の模擬患者を配置すれば、概ね学生3,4人に対し1人を配置することができる。1グループ3,4人とするのは、演習において模擬患者1人に対して、看護師役1人、観察者や記録者が2,3人という役割が必要であり、グループごとに振り返りを行った後、全体で振り返りを行うといった活動を想定したためであり、十分に学びを得ることが出来ると考える。

8~13 人程度の模擬患者を必要とする場合、模擬患者となってくれる方の都合もあるため、必要数に数名上乗せした 15 名程度の模擬患者グループを形成していく必要があると考えている。そのため、2021 年度に 2 回(1 クール 15 名×2 クール)の模擬患者養成講座を実施し、年間 30 人程度の教育を繰り返していく予定である。

模擬患者養成講座は1クール6回を予定しており、その内容は次の通りとなる。

- ①川崎市立看護大学が目指す看護職像
- ②医療面接・看護面接とは(ビデオ等の視聴)
- ③医療面接・看護面接の体験と振り返り
- ④オープンエンドクエスチョンに対する答え方
- ⑤クローズドクエスチョンに対する答え方
- ⑥相手に役立つフィードバックの仕方
- ⑦模擬患者としての心構え
- ⑧模擬患者に必要な医療や看護の知識
- 6人の教員が、模擬患者養成講座を担当することとし、当面の間は模擬患者育成講座を毎年実施する予定である。

模擬患者確保の実現可能性については、現在幸区役所と調整を進めているところであるが、幸区長を筆頭に幸区役所の幹部職員との調整を終えており、共に連携しながら事業を進めていく方向で一致している。具体的には幸区役所では、町内会・自治会単位で体操や会食

会など健康づくりに関する団体の立上げ支援を地域に密着して行ってきた経過があるため、このつながりを通じて地域で既に健康づくり活動を行っている方々に幸区役所職員と共に声をかけていくこととしており、既に数団体から協力の意思表明をいただいている。また、川崎市が地域コミュニティの創出支援を行うために独自に施策を進めている場(ソーシャルデザインセンター)において模擬患者の募集について周知を行い、転入者など地域とのつながりが比較的薄くなりがちな新たな住民層にも参加を募っていくことで協力いただける意向を既に確認している。更に、本学に私設奨学金を出していただく予定の「ソロプチミスト川崎(会員数31名)」にも本学から打診したところ、前向きな意向を示していただいている。なお、既に多くの協力の意思表明をいただいているが、模擬患者確保にあたっては、今後新型コロナウィルスの状況や大学設置認可の状況を勘案しながら、今年9月頃に公募を行い、今年度中に2回養成講座を開催し、必要数を満たすだけの模擬患者の確保を令和4年4月の開学に向けて準備を進めており、模擬患者の確保については十分に実現可能性が担保されているものと考えている。

学年	科目	内容	学生数	模擬患者
1年	看護コミュニケーション論 [(基本)	プロセスレコードの実際	50 人	12-13 人
2年	基礎看護学技術Ⅳ(フィジカルアセスメント)	バイタルサインの測定演習	50 人	12-13 人
3年	公衆衛生看護学方法論	家庭訪問援助の実際にて活用する	30 人	10 人
3年	老年看護学演習Ⅱ	認知症高齢者と介護者の意思決定	50 人	12-13 人
4年	臨床推論	腹痛の事例	25 人	8-9 人
4年	看護コミュニケーション論Ⅱ(発展)	グループで模擬 ACP の立案を体験する	50 人	12-13 人

(改善事項) 看護学部 看護学科

3 【全体計画審査意見4の回答について】

本学が掲げる「高度専門職業人」という用語について、一般的には大学院で養成される 人材を指すものであり、学内外に対して誤解を招く表現であることから、適切に改める こと。

(対応)

本学における学部・学科の特色においては、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」における表現を活用し「高度専門職業人」という用語を使用したが、今日では「高度専門職業人」という用語は一般的に大学院で養成される人材を指し、学内外に誤解を招く可能性のある表現であることから、「地域包括ケアシステムに資する看護職」と記載を改めることとする。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類

新	IΒ
【12ページ】	【12ページ】
1 地域包括ケアシステムに資する看護職の	1 高度専門職業人養成機能について
養成機能について	
これまでの看護師よりも求められる役割が高	これまでの看護師よりも求められる役割が高
度化、専門化されており、こういった能力を総	度化、専門化されており、こういった観点を総
合的に兼ね備えた看護職を本学では、 <u>学士課程</u>	合的に兼ね備えた看護職を <u>本学では「高度専門</u>
における高度に専門性を持った「地域包括ケア	職業人」と定義し、様々な看護ニーズに対応で
システムに資する看護職」と定義し、様々な看	きる看護師の養成に取り組んでいく。
護ニーズに対応できる看護師の養成に取り組ん	
でいく。	

(改善事項) 看護学部 看護学科

4 【全体計画審査意見6の回答について】

成人看護と老年看護における実習を統合して実施すること理由として挙げている「成人期と老年期はライフステージ、社会的役割についても連続するものであり、受け持ちの患者の疾病の成り立ち・変化の連続性を理解した上で看護を行う必要がある」ということについて、学生への誤解を避け、実習内容に対する理解がより深まるよう、シラバス等に明示すること

(対応)

5 【全体計画審査意見7の回答について】

実習施設の選定基準について、以下の点を明らかにし、必要に応じて適切に改めた上で、養成する人材像や当該実習の目的等に照らして適切な実習施設が確保されていることを改めて明確に説明すること。

(1) 実習施設の選定基準の設定から、実習施設に病院が少なく、介護老人保健施設や介護老人福祉施設、訪問看護ステーション等が多いことの妥当性を判断することができない。

(対応)

実習施設の選定にあたっては基準として、次の3項目を設けた。

- 1. 本学の教育目標及びディプロマ・ポリシーに定める学びが可能な病院・施設
- 2. 実習指導体制や環境が整っている病院・施設
- 3. 学生が困難なく実習に通うことができる病院・施設

このうち1により実習施設の種別を選定し、2、3により具体的な施設を選定した。本審査意見においては、実習施設の種別の妥当性を説明するため、選定基準1について主に説明する。

まず、本学における地域包括ケアシステムの定義においては、「誰もが住み慣れた地域や 自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を目指し、その対象を「全 ての地域住民」として取り組んでいくこととしている。これを受けた設置の趣旨において 「地域包括ケアシステムに資する人材を養成し、地域社会における健康と福祉の向上に貢献する。」ことを目指し、そのための養成する人材像として教育目標を次のように設定した。

【教育目標】

- (1) 多様な価値観を受け入れ、人に寄り添える幅広い教養と豊かな人間性を持った看護 職者の育成
- (2) 生命をいつくしみ、高い倫理性をもってケアできる看護職者の育成
- (3)先見性、柔軟性、創造性を持ち、他者や多職種と協働できる看護職者の育成
- (4) 科学的根拠と論理的思考に基づいて実践できる力を有した看護職者の育成
- (5) 地域社会に貢献したいという意欲と能力を持ち、地域包括ケアシステムに資する看護職者の育成

以上のような人材の養成を目標として掲げ教育を施していくこととしたが、本学の学位 授与に向けて身に付けているべき力について定める基本的な方針として、ディプロマ・ポリ シーは次のように位置付けた。

【ディプロマ・ポリシー】

川崎市立看護大学においては、以下のような資質・能力を身に付け、かつ所定の単位を 修得した学生に、学士(看護学)を授与することとする。

- (1) 社会構造の変化を見据え、様々な年代、多様な人々の生活の維持・向上につながる 支援を考究し実践できる社会人基礎力
- (2) 高い倫理性と科学的根拠に基づいた判断力を持ち、効率的・効果的に看護を実践できる力
- (3) 先見性、柔軟性、創造性を持ち、他者や多職種と協働して実践できる能力
- (4) 医療の高度化、生活様式や社会の多様化に対応し、看護の改善・発展に取り組むことができる専門職としての基礎力
- (5) 地域包括ケアシステムに資する意欲・知識・技術

ディプロマ・ポリシーの構成としては、(1)に位置付けた社会人基礎力は他の能力の基盤と位置づけ、看護専門職としての基礎力である(2)の高い倫理性と科学的根拠に基づいた判断力や、(3)の他者や多職種と協働して実践できる能力、(4)の医療の高度化、生活様式や社会の多様化に対応する能力等を中核としながら、(5)の地域包括ケアシステムに資する意欲・知識・技術を持つ人材に学位を授与する方針と位置付けた。

選定基準1においては、これらの教育目標及びディプロマ・ポリシーに定める学びが可能となる病院・施設を選定したものであり、例えばディプロマ・ポリシーの(1)、(2)、(3)については、実習先とはいえ社会に出て実習を行うことで社会人基礎力が育成されること、どのような施設でも高い倫理性と科学的根拠に基づいた判断力が求められること、医療や福祉の現場においては常に先見性、柔軟性、創造性を持って、他者や多職種と連携することなどが行われており、ほぼ全ての病院や施設で学ぶことが出来る。

一方で、ディプロマ・ポリシーの(4)における「医療の高度化」については主に病院で学ぶ機会を得ることが出来るが、「生活様式や社会の多様化に対応」することについては生活に密着した地域の施設に置いて学ぶ機会が多く、病院と地域の施設の双方での学びによって「看護の改善・発展に取り組むことができる専門職としての基礎力」が身につくものと考えられ、これら(1)から(4)の学びを得ることで(5)の地域包括ケアシステムに資する意欲・知識・技術を持つ人材が育成されるものと考えている。

このような考え方に加えて、「文部科学省 看護学教育モデル・コア・カリキュラム」に 定められた「F-1-2) 臨地実習における学修の在り方(特徴)」に留意しつつ、その学修目標 として示された「②多様な場で展開される、人々の多様な生活の実際を理解できる。」、「③ 多様な社会資源、サービス、制度の実際を見ることで看護の受け手の生活に関わる社会資源 の意義を説明できる。」の観点から病院と地域の施設での実習がバランスよく配置されるように実習先の選定を行った。

また、病院と施設の種別の選定にあたっては、必要に応じて専門領域ごとに病院と施設の

患者の受け入れ先としての連続性を勘案し、病院と地域の施設をセットにすることで病院と地域での継続的なケアを意識して学べるように実習先を選定した。例えば、老年看護学の実習においては、〈老年看護学実習 I (リハビリテーション看護)〉の介護老人保健施設と、老年看護学実習 I (認知症ケア)の認知症専門病院をセットにすることで、高齢者に対する病院での認知症ケアと、病院と在宅の中間施設となる介護老人保健施設における在宅生活に復帰するためのリハビリテーションについて学ぶことが出来る。また、実習先として介護老人保健施設については、領域をまたぐ関係性の中で〈成人・老年看護学実習 I (慢性期)〉において病院で実習を行った上で、〈老年看護学実習 I (リハビリテーション看護)〉で介護老人保健施設での実習を行うことで、病院と地域というケアの連続性を学べるようにしている。

なお、本学の実習に協力いただく病院は次の11病院となる。

- 1. 川崎市立川崎病院(病床数 713 床 病棟数:15 病棟 うち小児科、産夫人科含む)
- 2. 川崎市立井田病院(病床数 383 床 病棟数: 8 病棟 うち地域包括ケア病棟、緩和ケア 含む)
- 3. 川崎市立多摩病院(病床数:367床 病棟数:9病棟 うち小児科を含む)
- 4. 新百合ヶ丘総合病院(病床数:377 床 病棟数:11 病棟 うち産婦人科、小児科、緩和 病棟含む)
- 5. 宮川病院(病床数:73床 2病棟 うち緩和ケア病棟含む)
- 6. 東部病院(病床数:523床、診療科: 病棟数:12病棟 うち産婦人科病棟含む)
- 7. かわさき記念病院(病床数:300 床、認知症専門病院 6 病棟)
- 8. 川崎田園都市病院(病床数:305 床、6 病棟 介護療養型病棟、医療療養型病棟、認知 症療養病棟にて構成)
- 9. 東横恵愛病院(病床数:297 床、診療科:精神科 心療内科、内科、精神科デイケアを 毎日実施)
- 10. 武田病院(病床数:140床 精神科単科病院 4病棟、精神科デイケアを毎日実施)
- 11. 神奈川県立精神医療センター (病床数:323 床、診療科:精神科、 9 病棟)

病院の選定においては川崎市立3病院を中心に組んでいるが、各3病院の診療科等の状況は次の表のとおりとなる。これらの診療科や患者数を勘案しながら各実習の実施を依頼した。更に、これら3病院で患者数等の都合から実施しきれない母性看護や小児看護の実習については他病院にも依頼するとともに、認知症ケアや精神医療などの3病院が病棟を持たない実習については専門の病院に実習を依頼した。

川崎病院

内科・総合内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科・肝臓内科、血液内 科、糖尿病内科・内分泌内科、腎臓内科、神経内科、感染症内科、緩和ケア 内科、リウマチ膠原病・痛風センター、小児科、新生児内科、精神・神経科、 一般・消化器外科、乳腺外科、呼吸器外科、心臓血管外科、整形外科、高度 脳神経治療センター、脳神経外科、形成外科、皮膚科、泌尿器科、産科・婦

	人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治
	療科、麻酔科・集中治療部、歯科・歯科口腔外科、内視鏡センター、外来治
	療センター、救急科・救命救急センター
	令和2年度の入院患者数延 155, 190 人、外来患者数延 249, 287 人、分娩取扱
	件数延 723 人
井田病院	内科・総合診療科、呼吸器内科、循環器内科、消化器センター、血液内科、
	糖尿病内科、腎臓内科、神経内科、透析センター、肝臓内科、緩和ケア内科、
	かわさき総合ケアセンター、外科・消化器外科、呼吸器外科、心臓血管外科、
	乳腺外科、整形外科、脳神経外科、精神科、リウマチ膠原病・痛風センター、
	皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線診断科、放射線治療
	科、救急センター、麻酔科、歯科口腔外科、病理診断科、内視鏡センター、
	化学療法センター、ロボット手術センター
	令和2年度の入院患者数 92, 578 人、外来患者数 142, 576 人
多摩病院	総合診療内科、循環器内科、呼吸器内科、消化器・肝臓内科、腎臓・高血圧
	内科、代謝・内分泌内科、神経内科、血液内科、リウマチ・膠原病内科、腫
	瘍内科、アレルギー科、小児科、消化器・一般外科、乳腺・内分泌外科、脳
	神経外科、整形外科、形成外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻
	咽喉科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科、リハビリテーション科、病理診
	断科
	令和2年度の入院患者数延 85, 797 人、外来患者数延 186, 755 人、分娩患者数
	延 411

なお、資料「5-1臨地実習計画表」に示す通り、病院での実習においては受け入れ可能 人数を実習先と調整しながら、1つの病棟に学生5名程度の配置とし、無理なく実習が実施 できるよう設定をおこなっている。

以上のように、教育目標(養成する人材像)やディプロマ・ポリシーを基に実習先の選定 基準を設け、実習の目的等に照らして実習先を選定しており、病院についても質、量ともに 確保できているものと考えている。

最後に、実習ごとの行き先の一覧は次の通りとなる。

実習科目名	実習先(病院のみ具体的に記載)
基礎看護学実習I(基礎)	川崎病院、井田病院、多摩病院
基礎看護学実習Ⅱ(看護過程)	川崎病院、井田病院、
在宅看護学実習	訪問看護ステーション
地域包括ケア実習	地域包括支援センター、居宅介護支援事業所
成人·老年看護学実習 I (慢性期)	川崎病院、井田病院、
成人·老年看護学実習Ⅱ(急性期)	川崎病院、多摩病院、東部病院

- - - 成人・老年看護学実習Ⅲ(セルフケア支援)	川崎病院、井田病院、					
次八 七十名 設于天旨 並(こルフ)) 文版	7月19月7月7月7日7月7日7月7日7日7日7日7日7日7日7日7日7日7日7日7日					
成人・老年看護学実習Ⅳ(緩和ケア)	井田病院、新百合ヶ丘総合病院、宮川病院					
老年看護学実習Ⅰ(リハビリテーション看護)	介護老人保健施設					
老年看護学実習Ⅱ(認知症ケア)	川崎記念病院、川崎田園都市病院					
小児看護学実習I(病院)	川崎病院、多摩病院、新百合ヶ丘総合病院					
小児看護学実習Ⅱ(療育・特別支援学校)	重症児福祉医療施設、支援学校					
母性看護学実習Ⅰ(分娩期・病院)	川崎病院、東部病院、新百合ヶ丘総合病院					
母性看護学実習Ⅱ(妊娠期・子育て期)	助産院					
/库·孙·孟·莽·兴·中 22 Ⅰ (广·応)	東横恵愛病院、武田病院、神奈川県立精神医					
精神看護学実習 I (病院) 	療センター					
## # # # # # # # # # # # # # # # # # #	東横恵愛病院、武田病院、神奈川県立精神医					
精神看護学実習 II (デイケア) 	療センター、デイケア事業所					
看護マネジメント実習	川崎病院、井田病院、多摩病院					
発達と暮らしへの支援実習(幼児と高齢者の生活)	いこいの家、保育園					
多職種連携実習	川崎病院、井田病院、多摩病院					
公衆衛生看護学実習 I (基礎)	県内保健所					
公衆衛生看護学実習Ⅱ(発展・マネジメント)	県内保健所					
公衆衛生看護学実習Ⅲ(学校・産業)	市立小中学校、産業保健施設					
公衆衛生看護学実習Ⅳ(社会的養護)	児童相談所、児童養護施設					

5 【全体計画審査意見7の回答について】

実習施設の選定基準について、以下の点を明らかにし、必要に応じて適切に改めた上で、養成する人材像や当該実習の目的等に照らして適切な実習施設が確保されていることを改めて明確に説明すること。

(2)「実習指導体制や環境が整っている病院・施設」や「学生が困難なく実習に通うことができる」とあるが、抽象的な基準であるため、その妥当性を判断することができない。

(対応)

実習施設の選定にあたっては基準として、次の3項目を設けた。

- 1. 本学の教育目標及びディプロマ・ポリシーに定める学びが可能な病院・施設
- 2. 実習指導体制や環境が整っている病院・施設
- 3. 学生が困難なく実習に通うことができる病院・施設
- このうち1により実習施設の種別を選定し、2、3により具体的な施設を選定した。

(1)「実習指導体制や環境が整っている病院・施設」の基準について

具体的な個別の実習先の選定においては、「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会 第二次報告:看護学実習ガイドライン」(以下、ガイドライン)を前提としながら、まず「実習指導体制や環境が整っている病院・施設」という基準で選定を行った。 更に基準の内容を詳細に記載したのが下記の①から⑧となる。

実習先の条件

- ①本学の実習目的・目標を理解し、本学の実習に協力的であり学生がケアに参画できること
- ②実習目標に応じた患者(利用者)の利用があること
- ③医療機関においては、実習指導者研修会受講者がいるなど、実習指導者等への教育の仕組みを有していること
- ④医療機関においては、病院及び病棟に実習指導担当者が配置されていること。
- ⑤医療機関・施設に実習指導委員会等、実習指導者を支援する何らかの体制があること (実習指導体制)
- ⑥実習に必要な施設・設備を有していること(ケアに必要な物品、ロッカー、カンファレンスルーム等)
- ⑦学生が安全に看護ケアに参画できるような施設の責任体制や事故対応マニュアルなど が整っていること
- ⑧実習先の職員が地域包括ケアシステムの実践者としての役割モデルとなることができ

るようケアの質の維持向上に努めていること(具体的には、現任教育の体制が整っていること)

(2)「学生が困難なく実習に通うことができる」

選定基準2により選定した実習先について、最終的に学生が困難なく実習に通うことが可能かという基準を設け、更に選定した。具体的には、実習先が本学から公共交通機関で特別料金を使わずに片道一時間半以内程度で行くことが可能な実習先とした。これは日本学生支援機構(平成30年度)の調べによると自宅から大学に通学する学生の片道通学時間について、最も多いのが31~60分で31.2%、次が61~90分で29.4%、更に次が91~120分で18.7%となっており、およそ80%の学生が31~120分の通学を行っていることから勘案し、最も遠い実習先でも片道一時間半であれば学生が困難なく実習に通うことは可能であると考えた。本学は首都圏に位置しており、公共交通機関の交通網が発達しており、一番遠い実習先となる「横浜南共済病院」においても本学から概ね1時間20分で行くことができ、全ての実習施設が選定基準3を満たしているものと考える。

6 【全体計画審査意見7の回答について】

看護師が常駐していない実習先における指導内容について、以下の点を明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(1) 本学の実習担当教員と実習先の実習指導者との間における指導内容の区分が判然としない。このため、看護職が常駐していない実習先において、どのような内容を本学の専任教員が直接指導し、どのような内容を実習先の実習指導者が指導するのか、その指導内容の区分を明確に説明することが求められる。

(対応)

看護職が常駐していない実習先では、看護職以外の職種が臨地の実習指導者となることが想定される。このような実習先での実習に向けては、事前に実習先と本学の教員による打ち合わせを実施し、実習目標と実習での実施内容について共通理解をする事が重要となる。そのうえで、学内で実施する学生への実習前オリエンテーションで実習目標を再確認するとともに、学生個人の実習目標が当該科目の目的や目標に合致しているかを確認し、誤認がある場合には、学生と相談して適切に修正させる。また、実習後の成果確認のための実習担当教員と学生との面談などで当該実習での学びが看護職の視点での学びとなっているかを確認する。

実習先での本学の実習担当教員と実習先の実習指導者のそれぞれの役割については、「A本学の実習指導者が行うこと」、「B実習先の実習指導者が行うこと」、「C大学と実習先が共同で行うこと」の3項目に分けて、実習指導内容の区分を下の表のとおり整理した。実習において、本学の実習指導者(専任教員)が学生に指導することは基本的にはA1~10の事項である。また、実習先の実習指導者が学生指導することはB1~5の事項である。実習先と大学側が共同で指導をおこなうことは、C1~7の事項である。

しかし、実習先の指導者が看護師免許を有していない場合においては、本学の実習指導者がA1・2・7・8・9において、看護学実習としての到達目標と合致することや看護との関係性やケアの継続性を特に強調しながら学生を指導する。また、臨地の実習指導者が留意して指導するべきことは、基本的にはBの実習施設内での調整、患者情報の管理、受け持決めの際の的確なアドバイスなどとなる。更に、実習先と大学側が共同で行うCにおいては、臨地の実習指導者の立場や職種を本学の実習指導者が把握した上で、特にC2・3・4・7については、本学の実習指導者が臨地での支援計画に関するカンファレンスや実習記録などにおいて、学生が地域包括ケアシステムとの関係性を理解した上で看護職の役割を意識できるようアドバイスを実施していくこととなる。また、実習先の指導者は看護師以外の職種の立場から違った角度でアドバイスを実施する。

表 本学専任教員が指導・実施する事項と実習先の実習指導者が指導・実施する事項

- A. 本学の専任教員が実施及び指導する事項
- 1 当該実習での到達目標及び評価の枠組み の決定と学生への周知
- <u>2 到達目標に至るための学修手段について</u> アドバイス
- 3 講義、演習などの既修事項との関連性についてアドバイス
- 4 実習スケジュールの立案と学生への伝達
- 5 記録用紙の説明、意図、記載内容につい て周知
- 6 当該の実習対象者の特性を踏まえて、留意しなければいけない必須ルール、マナーなどの周知
- 7 学生の記録などを確認しながら到達目標等の再調整(必要時変更)
- 8 帰校日での学修内容についてアドバイス
- 9 実習後に、成果を確認するための面接でアドバイス
- 10 実習の評価点数の設定

- B. 実習先の実習指導者が指導する事項
- 1 実習施設の概要、利用者の特性の説明
- 2 学生の受け持ち患者·利用者の概要の 説明
- 3 学生が受け持つ患者·利用者への説明 と同意の確認
- 4 実習生の教育目標などを他の施設職員へ周知すること
- 5 実習生の休憩室など実習に関連する 場所の確保

- C. 実習先と大学側が共同で実施及び指導する事項
- 1 実習スケジュール、実習計画の立案
- 2 受け持ち患者・利用者の選定へのアドバイス
- 3 受け持ち患者、利用者への支援計画についてのアドバイス
- 4 受け持ち患者・利用者のケアの際に学生を支援及びアドバイス
- 5 実習記録などへのアドバイス
- 6 カンファレンスの日程調整
- 7. 学生個人あるいは実習グループが自らの到達度を認識できるようなアドバイス
- *下線部は看護職が常駐しない施設などで、本学御専任教員が特に留意して指導する事項

6 【全体計画審査意見7の回答について】

看護師が常駐していない実習先における指導内容について、以下の点を明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(2) 学生が看護の視点から実習内容の理解をより深めることができるよう、カンファレンス時における本学の実習担当教員の果たすべき役割は重要と考えられるが、具体的な説明がないため、その内容が判然としない。

(対応)

審査意見6(1)において、実習先で本学の専任教員が指導すること、臨地の実習指導者が指導することを整理して明記した。臨地でのカンファレンスは「C. 実習先と大学側が共同で実施及び指導する事項」の「7. 学生個人あるいは実習グループが自らの到達度を認識できるようなアドバイス」に該当する。看護職が常駐しない実習先においては、中間あるいは最終カンファレンスには必ず本学の専任教員と臨地の実習指導者が参加して、共同で指導する。

また、看護職の常駐しない場での実習においても、対象を理解するために受け持ちの利用者(受け持ちケース)を決め、看護職の視点からの対象者理解や支援計画を検討するような課題を設定する。カンファレンスにおいては受け持ちの利用者についてのケースカンファレンスや支援計画の検討を実施する。

カンファレンスにおいて、本学の専任教員からは学生の進捗状況を確認した上で、カンファレンスの進め方、発表者を決定する際のアドバイス、実習目標と照らして看護学実習としての到達度を達成できるためのアドバイスなどを行う。また、チームや多職種連携における看護職としての役割や基本的姿勢、ケアの受け手の権利擁護を始めとする課題に対し、学生の理解を促進できるようアドバイスを行う。

次に、実習先の臨地実習指導者からは、当該の専門職や立場から、多職種連携における 協働や基本的な姿勢などについてアドバイスなどをもらう。

(改善事項) 看護学部 看護学科

7 【全体計画審査意見9の回答について】

実習評価について、「実習指導者の意見も踏まえたうえで、実習後に行う学生の個別評価と個別面談等の結果をもとに実習担当教員が担当学生の実習評価案を作成する」とのことだが、「学生の個別評価」が学生の自己評価を含むものか判然としないため、明確に説明すること。

(対応)

「学生の個別評価」は学生の自己評価を含むものである。

実習評価を行うにあたっては、実習目標に合わせて、実習前オリエンテーションで学生に自己評価表を配布し、到達目標を確認させたうえで、実習の中間時点などで自己評価を行わせ、後半の実習目標を検討し、実習終了時点で再度、自己評価を行わせる。実習後に教員が学生と個人面談する際には、教員は学生の自己評価を考慮したうえで、教員側の個別評価案を準備する。学生の自己評価と教員の個別評価の相違点などを含め、学生と話し合ったうえで、総合的に判断し、実習評価案を作成する。

なお、自己評価表の参考として、「資料7-1自己評価表例」において<基礎看護学実習 Ⅱ(看護過程)>の学生の自己評価表を添付する。各実習で到達目標が異なるため、自己評価表は実習ごとに異なる。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類

新	IΒ
[53ページ]	【54ページ】
実習担当教員は、臨地の実習指導者の意見も踏	実習指導者の意見も踏まえた上で、実習後に行
まえた上で、実習後の学生の自己評価も参考に	う学生の個別評価と個別面談などの結果をもと
して教員が行う学生への個別評価と個別面談等	に実習担当教員は担当学生の実習評価案を作成
との結果を総合的に判断し、担当学生の実習評	<u>する</u>
価案を作成する	

8 【全体計画審査意見11の回答について】

一般入試の試験科目について、「本学のディプロマ・ポリシーにある科学的根拠に基づいた看護ができる人材、カリキュラム・ポリシーにある数理処理の基礎力の育成を根拠とし、数理処理に自信を持ち、論理的に、根気強く学修できる能力を持った学生を確実に集めたい」こと等を理由として、後期試験にのみ数学を必須科目として設定している。しかし、後期試験の受験者についても、試験科目で数学を必須科目としていない前期試験の受験者と同様に、高等学校からの調査票によって数学に係る基礎学力を測ることに鑑みれば、後期試験にのみ数学を必須科目として設けることの趣旨等が必ずしも判然としない。このため、アドミッション・ポリシーに照らして、後期試験の試験科目に数学を必須科目として設けることの趣旨等を明確に説明すること。

(対応)

本学のアドミッション・ポリシーは次の通りとなる。

- (1) 大学で看護を学修するための基礎的学力が身についている人(基礎学力)
- (2) 人々の生活、環境に興味関心をもち、命の尊厳と人の権利を重んじることができる人(倫理性・人の生活への関心)
- (3) 自らの可能性を信じ、課題に対して主体的に取り組む努力ができる人(自律と努力)
- (4) 多様な考え方を尊重するとともに、自らの考えを表現し、他者との関係性を築いていける人(コミュニケーションと協調)
- (5) 保健医療福祉に広く関心を持ち、自らの活動を通して地域社会に貢献したいという 意欲がある人(地域愛と活動力)

また、本学のディプロマ・ポリシーは次の通りとなる。

【ディプロマ・ポリシー】

川崎市立看護大学においては、以下のような資質・能力を身に付け、かつ所定の単位を 修得した学生に、学士(看護学)を授与することとする。

- (1) 社会構造の変化を見据え、様々な年代、多様な人々の生活の維持・向上につながる 支援を考究し実践できる社会人基礎力
- (2) 高い倫理性と科学的根拠に基づいた判断力を持ち、効率的・効果的に看護を実践できる力
- (3) 先見性、柔軟性、創造性を持ち、他者や多職種と協働して実践できる能力
- (4) 医療の高度化、生活様式や社会の多様化に対応し、看護の改善・発展に取り組むことができる専門職としての基礎力
- (5) 地域包括ケアシステムに資する意欲・知識・技術

ここに定めるアドミッション・ポリシーの(1)については、主に大学入学共通テストと高等学校からの調査書の学修成績の状況、小論文試験により判定し、(2)から(5)については主に本学を志す理由を記載した志願書や面接、高等学校からの調査書の学修成績の状況以外の記載により判定する。

アドミッション・ポリシーの(1)に定める基礎的学力について、本学が重視するのは 国語と英語であり、その理由として、国語は看護学が学際的な学問であり、幅広い知識を 獲得する必要があるため、学びのための基本となる国語力が必要であること、英語は学力 全体を判断できる可能性があること(大学入試センター研究紀要。2005)、高等学校の新 学習指導要領では論理的思考力の育成を狙いの一つとしており、本学が目指す基礎学力 を有し、論理的思考を伸ばせる学生を選抜する方法として有効な科目と判断したことが ある。

一方で、数学についても本学のディプロマ・ポリシーにある科学的根拠に基づいた看護ができる人材の育成に向けては必要な能力となるため、アドミッション・ポリシー(1)に基づき、一定程度の数学力についても入学生に求める必要がある。但し、数学については、入学後に必要に応じて補習を行うことや、専任の統計情報学の准教授によって、必要な学生には個別の学修指導を行うことが可能であり、入学後にも一定の教育は可能となることから、入試において一律の手法により数学力を判定する必要はないものと考えた。このような考え方の基に、一般入試の試験科目に前期と後期で必須科目の設定について検討する中で、一つの組織の中には多様な能力を持つ者がいて、お互いに高め合っていくことが望ましく、多様な価値観が存在し常に変化し続ける社会・地域において活躍するためには、本学における学びの段階において様々な価値観や得意分野、考え方を持った学生が集まることが望ましいと考えたため科目を分けることとした。

特に、アドミッション・ポリシー(2)で求める「人々の生活、環境に興味関心をもつ」ことや(4)に定める「多様な考え方を尊重するとともに、自らの考えを表現し、他者との関係性を築いていける人」については、ディプロマ・ポリシーの(3)における「先見性、柔軟性、創造性を持ち、他者や多職種と協働して実践できる能力」や(4)に定める「生活様式や社会の多様性に対応する」力に繋がる要素であり、共に学ぶ学生に多様な能力を持つ人材を確保することでより他者理解や社会の多様性への対応について、深く能力を得ることが出来るものと考える。

そのため、70人の募集となる前期入試では多様な能力を持つ人材を確保するために必修科目を国語と英語のみとし、受験生の選択肢の幅を広めるために数学を必須科目から外したが、募集人数が5人と少ない後期入試においては、数学を必修として課すこととした。これは、前期試験で入学した多様な学生と後期試験で入学した数学的素養のある学生が、アクティブ・ラーニング等の学びの中でお互いの個性を発揮し、それぞれの特徴、得意分野を刺激し合い、交換し合いながら人材の養成に取り組んでいきたいと考えたためである。

前期入試の数学の判定においては、高等学校からの調査書を活用し、A(優秀)B(良)C(普通)D(不可)の4段階で評価することとする、また、後期試験においては数学を必須科目として設けていることから、調査書の学修成績の評価において数学の成績は含めないこととする。

以上のような考え方から、アドミッション・ポリシーからディプロマ・ポリシーまでを 勘案し、一般入試において前期試験と後期試験の必須科目に差を設けたものである。

看護学部 看護学科

9 教員審査への対応

(対応)

大学設置認可申請後に健康上の理由等により教員就任の辞退があったため人員の変更を 行うこととする。

1 精神看護学教授

精神看護学教授として配置を申請していた教授予定者について、健康上の理由から今年度限りで教員職を辞するため就任辞退の申し出があった。これに伴い、令和4年4月から廣川氏を精神看護学の後任として配置することとし、新たに教員資格審査を受けることとする。なお、辞退した教授予定者が担当予定だった科目については、全て廣川氏が引き継ぐこととする。

2 老年看護学教授

老年看護学の渕田英津子教授について、当初令和5年4月からの就任として申請したが、その後の状況の変化により、令和4年4月からの就任と変更することになった。これに伴い、〈サービスラーニング論 I (基本)〉の担当教員として令和4年度のみ配置していた荒木田副学長に代わり、渕田教授が令和4年度から担当することとする。なお、〈サービスラーニング論 I (基本)〉の授業科目判定については、渕田教授は既に可の判定を受けている。

3 比較文化論非常勤講師

本学への非常勤講師として就任を承諾していた教員から辞退の申し出があった。これ に伴い、木曽恵子氏を新たな非常勤講師として配置することとする。

IΗ

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類

わり	IH
【30ページ】	【30ページ】
看護学部の年齢構成については、〜略	看護学部の年齢構成については、〜略
~、60 歳代2名 (学長を含む)、50 歳代13	~、60 歳代2名 (学長を含む)、 <u>50 歳代 14</u>
名、 <u>40歳代14名</u> 、30歳代5名の構成とし	<u>名、40 歳代 13 名</u> 、30 歳代 5 名の構成とし
ており、 <u>教授の平均年齢は約 54.8 歳</u> 、〜略	ており、 <u>教授の平均年齢は約 55.8 歳</u> 、~
~、次世代を担う教員の育成を視野に入れ	略~、次世代を担う教員の育成を視野に入
た教員配置としている。	れた教員配置としている。

ディプロマ・ポリシーと授業科目の対照表

ディプロマ・ポリシー

- (1) 社会構造の変化を見据え、様々な年代、多様な人々の生活の維持・向上につながる支援を考究し実践できる社会人基礎力
- (2) 高い倫理性と科学的根拠に基づいた判断力を持ち、効率的・効果的に看護を実践できる力
- (3) 先見性、柔軟性、創造性を持ち、他者や多職種と協働して実践できる能力
- (4) 医療の高度化、生活様式や社会の多様化に対応し、看護の改善・発展に取り組むことができる専門職としての基礎力
- (5) 地域包括ケアシステムに資する意欲・知識・技術

カリキュラム・ポリシー

授業科目は、「人間理解の基礎」、「専門基礎」及び「専門」の3区分とする。

- I 【人間理解の基礎】は、「科学的思考の基盤」「環境と社会」「人間の理解」「語学」の4区分の科目を配置し、看護職としての専門的能力の基盤となる社会人基礎力を養う。
- I 【専門基礎】は、「人体の構造と機能」「疾病の成り立ちと回復の促進」「健康支援と社会保障制度」「健康現象 の疫学と統計」」の4区分の科目を配置し、倫理的及び科学的に看護を実践するための基礎となる力を養う。
- 「集門」は、「基礎看護学」「地域、在宅看護論」「成人看護学」「老年看護学」「小児看護学」「母性看護学」 「精神看護学」「看護の統合と実践」「公衆衛生看護学」「臨地実習」の各専門領域の科目を配置し、看護専 門職としての基礎力や実践力、他者や多職種と協働する力を養う。
- これらの3区分を総合的に学ぶことにより、地域包括ケアシステムに資する意欲、知識、技術を養う。
- 1 かりキュラムの構成は、基礎的な内容から、専門的・発展的な内容へと段階的に学修ができるよう、内容の順次性を考慮して配置する。
- 2 看護専門職としての基礎力を育成するために、講義・演習・実習を有機的に機能させる。
- 3 先見性、柔軟性、創造性を養うために、ICT、シミュレーション教育。e-learning、領域横断的なセミナー等を活用するとともに、アクティブ・ラーニングを基本とした多様な教育方法を取り入れる。
- 4 論理的思考力や数理処理の基礎力を育成するために、川崎市の保健・医療・福祉・生活に関する統計情報等を活用する。
- 人々の生活、社会と健康との関係、多職種連携等、地域包括ケアシステムに資する能力を育成するために、 5 実習場所、講義へのゲストスピーカー、模擬患者等、川崎市の社会資源を活用する等、系統的に地域包括 ケアシステムを学ぶ科目を設定する。
- 6 学生が各科目の到達目標を理解しやすいシラバスとし、学修成果を確認できる学修ポートフォリオの活用によって、 意欲、知識、技術等を総合的に評価する。

区分		授業科目 1		配当単位数			ディ	プロマ・ポ	Jシ ー			カリキュラム・ポリシー				
	. /)	3又来11口	年次	必修	選択	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	1	2	3	4	5	6
	科	クリティカルシンキング	1前	2		0							0			0
	基 学 盤 の 的	医療経営学	1~4前		2	0							0			0
	盤思	情報処理 I	1~4前	1		0					0		0	0		0
	考	情報処理Ⅱ	1~4後		1	0					0		0	0		0
		総合講義	1前	1		0				0	0		0	0	0	0
		川崎市の文化と科学	1前	1		0				0	0			0	0	0
	環境	サービスラーニング論 I	1後	2		0				0	0		0		0	0
	と 社	サービスラーニング論 Ⅱ	2前		2	0				0	0		0		0	0
	会	教育学	1~4前		2	0							0			0
人		比較文化論	1~4後		2	0							0			0
間		日本国憲法と法	1~4前		2	0							0			0
理		生涯発達論	1前	2		0					0		0			0
解	人	臨床心理学	1後	2		0					0		0			0
の 基	間	生活と人間工学	1前	2		0					0		0			0
礎	の 理	健康科学 I	1前	1		0					0		0			0
	解	健康科学Ⅱ	1後		1	0					0		0			0
		音楽	1~4後		2	0							0			0
		キャリア論	3後	2		0					0		0			0
		英語 I	1前	1		0					0		0			0
		英語Ⅱ	1後	1		0					0		0			0
	語	英語Ⅲ	2前		1	0					0		0			0
	学	英語Ⅳ	2後		1	0					0		0			0
		中国語 I	1~4前		1	0					0		0			0
		中国語Ⅱ	1~4後		1	0					0		0			0
		医療英語	3前	_	1	0					0		0			0
	人 体	人体構造機能学 I	1前	2			0				0	0	0			0
	機 此 との	人体構造機能学Ⅱ	1前	2		-	0				0	0	0			0
	構造	人体構造機能学Ⅲ	1後	2			0				0	0	0			0
		人体構造機能学IV	1後	1			0				0	0	0			0
	疾	病態生理学 [1後	2			0				0	0	0			0
	病	病態生理学Ⅱ	2前	2		 	0				0	0	0			0
	成	病態生理学Ⅲ	2前	2		<u> </u>	0				0	0	0			0
	b ÷	病態生理学Ⅳ	2後	2		 	0				0	0	0			0
専	立 ち	病態生理学V	2後	2			0				0	0	0			0
門門	د (ا	臨床薬理学	2前	2			0				0		0			0
基	復	臨床推論	4後	1			0				0	0	0			0
礎	の促	感染と防御	1後	2		<u> </u>	0				0		0			0
	進	代謝と栄養	1前	2			0				0		0			0
		臨床検査学	2前	1			0				0		0			0
	社会健	保健医療福祉行政論 I	2前	2			0			0	0		0			0
	会保障	保健医療福祉行政論Ⅱ	4後		2		0			0	0	0	0		0	0
	体 支障 //	公衆衛生学	1後	2			0			0	0	0	0	0	0	0
	障援を	在宅医療の実際	2後		1		0	0		0	0	0	0		0	0
	/32	救急医療の実際	2後		1		0	0		0	0	0	0		0	0
	*	疫学·保健統計 I	2後	2			0				0		0			0
I		疫学・保健統計 Ⅱ	4後		2		0				0	0	0	0		0

※の授業区分は、「健康現象の疫学と統計」

			配当	単位	立数		ディス	プロマ・ポ	リシー				カリキュラム	ム・ポリシ-	-	
×	分	授業科目	年次	必修	選択	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	1	2	3	4	5	6
		看護学原論	1前	2			0	0	0		0	0	0			0
		基礎看護学技術 I	1前	1			0	0	0		0	0	0			0
	基	基礎看護学技術Ⅱ	1後	2			0	0	0		0	0	0		0	0
	礎 看	基礎看護学技術Ⅲ 基礎看護学技術Ⅳ	1後 2前	1 2			0	0	0		0	0	0			0
	護学	基礎看護学技術V	2前	1			0	0	0			0	0			0
	技	看護コミュニケーション論 I	1前	1				0	0			0	0			0
	術	看護コミュニケーション論Ⅱ	4前		1		0	0	0		0	0	Ō			0
		看護倫理学 I	1後	1			0	0	0	0	0	0	0		0	0
		看護倫理学Ⅱ	4後	1			0	0	0	0	0	0	0			0
	地	地域·在宅看護学概論	1後	2				0	0	0	0	0	0		0	0
	看域護・	地域·在宅看護学方法論	2前	2			0	0	0	0	0	0	0			0
	論在 宅	地域・在宅看護学演習	2後	1			0	0	0	0	0	0	0		0	0
		地域包括ケア実践 II 成人看護学概論	3前2前	1				0	0	0		0	0		0	0
	成人	成人看護学方法論 I	2後	2			0	0	0			0	0			0
	看護	成人看護学方法論Ⅱ	2後	2			0	0	0		0	0	0			0
1	学	成人看護学演習	3前	1			0	0	0		0	0	0			0
1	老	老年看護学概論	2前	1				0	0		0	0	0			0
1	年看	老年看護学方法論	2後	2			0	0	0		0	0	0			0
1	護学	老年看護学演習 I	3前	1			0	0	0	0	0	0	0		0	0
1	小	老年看護学演習 II 小児看護学概論	3前 2前	1			0	0	0	0	0	0	0		0	0
	児 看	小児看護学成論	3前	2			0	0	0			0	0			0
I	護学	小児看護学演習	3前	1			0	0	0			0	0			0
	毋	母性看護学概論	2後	1				0	0		0	Ö	Ö			Ö
	性看	母性看護学方法論	3前	2			0	0	0	0	0	0	0		0	0
	護学	母性看護学演習	3前	1			0	0	0		0	0	0			0
	精神	精神看護学概論	2後	1				0	0		0	0	0			0
	看護	精神看護学方法論	2後	2			0	0	0	0	0	0	0		0	0
	学	精神看護学演習 保健指導·健康教育論	3前 2後	1			0	0	0	0	0	0	0		0	0
		地域包括ケア実践Ⅰ	2後	1			0	0	0	0		0	0		0	0
		統合地域包括ケア演習	4後	1			Ō	0	0	0	0	Ō	Ō		_	Ō
	_	国際看護論	4前		1			0	0		0		0			0
専門	看護	看護情報活用論	4前	_	1			0	0		0		0	0		0
' '	の 統	災害看護学 I 災害看護学 II	2後 4前	1	1			0	0	0	0		0	0	0	0
	合と	看護マネジメント論	3前	1	1			0	0			0	0			0
	実践	パリアティブケア	4前		1		0	0	0		0	0	0		0	0
		家族看護学	2後		1		0	0	0		0	0	0			0
		看護研究法概説 看護研究 I	3前	1				0	0		0	0	0			0
		看護研先 I 看護研究 II	4前 4後	1				0	0	0	0	0	0		0	0
		公衆衛生看護学概論	2後	2			0	0	0	0	0	0	0		0	0
	公衆	公衆衛生看護学対象論 I	2後	2			Ö	0	0	0	Ö	Ö	Ö		Ö	Ö
	衛生	公衆衛生看護学対象論 Ⅱ	3前		2			0	0	0	0	0	0		0	0
	看	公衆衛生看護学方法論	3前		2			0	0	0	0	0	0		0	0
	護学	コミュニティ・アセスメント論 公衆衛生看護学活動論	3前 4後		2	-		0	0	0	0	0	0	0	0	0
		公來衛生有護子活動論 基礎看護学実習 I	1後	1		0	0	0	0	0		0	0		0	0
		基礎看護学実習Ⅱ	2前	2		0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
		在宅看護学実習	4前	2		0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
		地域包括ケア実習	4前	2		0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
		成人·老年看護学実習 I 成人·老年看護学実習 I	3後 3後	2		0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
		成人·老年看護子美智Ⅱ 成人·老年看護学実習Ⅲ	3後	1		0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
		成人·老年看護学実習IV	4前		2	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
		老年看護学実習 I	3後	1		0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
		老年看護学実習Ⅱ	4前		1	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
	臨地	小児看護学実習 I 小児看護学実習 II	3後 3後	1		0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
	実習	小児有護子美智 I 母性看護学実習 I	3後	1		0	0	0	0	0		0	0		0	0
		母性看護学実習Ⅱ	3後	1		0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
		精神看護学実習 I	3後	1		0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
		精神看護学実習Ⅱ	3後	1		0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
		看護マネジメント実習	4前	1		0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
		発達と暮らしへの支援実習 多職種連携実習	2前 4前	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
I		公衆衛生看護学実習 I	3後		2	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
I		公衆衛生看護学実習Ⅱ	4前		2	Ö	Ö	Ö	Ö	0	Ö	Ö	Ö		Ö	Ö
		公衆衛生看護学実習Ⅲ	4前		1	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
		公衆衛生看護学実習IV	4前		1	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0

2022年【1年生】

 月
 11

 日
 14
 15
 16
 17
 18
 21
 22
 23
 24
 25

 曜日
 月
 火
 水
 木
 金
 月
 火
 水
 木
 金

1:川崎病院 5名	12:川崎病院 5名
【掛田教授・青木助教】	【掛田教授・青木助教】
2:川崎病院 5名	13:川崎病院 5 名
【掛田教授・松田講師】	【掛田教授・松田講師】
3:川崎病院 5名	14:川崎病院 5名
【掛田教授・非常勤A】	【掛田教授・非常勤A】
4:川崎病院 5名	15:川崎病院 5 名
【掛田教授・非常勤B】	【掛田教授・非常勤B】
5:川崎病院 5名	16:川崎病院 5名
【掛田教授・非常勤C】	【掛田教授・非常勤C】
6:井田病院 5名	17:井田病院 5名
【掛田教授・豊増准教授】	【掛田教授・豊増准教授】
7:井田病院 5名	18:井田病院 5名
【掛田教授・助手A】	【掛田教授・岩屋講師】
8:井田病院 5名	19:井田病院 5名
【掛田教授・非常勤D】	【掛田教授・助手A】
9:井田病院 5名	20:井田病院 5名
【掛田教授・非常勤E】	【掛田教授・非常勤D】
10:多摩病院 5 名	
【掛田教授・岩屋講師】	
11:多摩病院 5名	

基礎看護学実習 |

【掛田教授・非常勤F】

2023年	【2年生】
月	

В	3	4	5	6	7	10	11	12	13	14		24	25	26	27	28	31	1	2	3	4
曜日	月	· 火	水	木	· 金	月	火	水	木	金		月	火	zk	木	金	月	火	- 水	木	· 金
	1:市:	立保育園	老人いる	こいの家	3名	11:市	立保育園	園老人いる	こいの家	3名] [31:市	立保育園	老人いる	こいの家	3名	31:市	立保育園	老人いる	こいの家	3名
		【田中孝	枚授・岩:	瀬講師】			【田中書	૾ 後授・岩澤	頼講師】				【田中教	校授・村田	日助教】			【田中教	対授・村日	田助教】	
	2:市	立保育園	老人いる	こいの家	3名	13:市	立保育園	圏老人いる	こいの家	3名		33:市	立保育園	老人いる	こいの家	3名	33:市	立保育園	老人いる	こいの家	3名
		【田中都	教授・岩	瀬講師】			【田中書	教授・岩澤	槙講師】				【田中教	対授・村田	日助教】			【田中教	対授・村田	田助教】	
	3:市:	立保育園	老人いこ	こいの家	3名	13:市	立保育團	園老人いこ	こいの家	3名		33:市	立保育園	老人いこ	こいの家	3名	33:市	立保育園	老人いこ	こいの家	3名
		【田中孝	教授・木	村講師】			【田中書	炎授・木 材	付講師】				【田中教	対授・木材	寸講師】			【田中教	対授・木材	付講師】	
	4:市:		老人いる		3名	14:市		圏老人いる		3名		34:市	立保育園			3名	34:市	立保育園			3名
			教授・木					 教授・木材						投・木材					対授・木村		
	5:市:		老人いこ		3名	15:₸		園老人いこ		3名		35:市	立保育園			3名	35:市	立保育園			3名
			教授・笠					教授・笠 男						対授・笠井					対授・笠井		- 6
	6:市:		老人いる 教授・笠		2名	16:ਜ		園老人いる 教授・笠井		2名		26:市	立保育園	老人いる 授・笠井		2名	36:市	立保育園	老人いこ 投・笠#		2名
	7. 本		老人いる		24	17.4				24		27.≠	立保育園			2.47	27.本	立保育園			24
	r.113.		を授・加		2-10	17.11		製を入いて 数授・加削		2-10		21.11		授・加藤		2-43	37.11		投手・加藤		240
	8:市:	立保育園	老人いこ	こいの家	2名	18:市	立保育園		こいの家	2名		28:市	立保育園	老人いる	こいの家	2名	38:市	立保育園	老人いこ	こいの家	2名
		【田中孝	0授・加	藤講師】			【田中	炎授・加 藤	泰講師 】				【田中教	対授・加藤	泰講師】			【田中教	対授・加藤	泰講師】	
	9:市:	立保育園	老人いる	こいの家	2名	19:市	立保育	圏老人いる	こいの家	2名		29:市	立保育園	老人いる	こいの家	2名	39:市	立保育園	老人いる	こいの家	2名
		【田中参	教授・杉.	原助教】			【田中書	0授・杉原	原助教】				【田中教	対授・杉原	原助教】			【田中教	対授・杉原	原助教】	
	10:市	立保育園	圏老人い	こいの家	2名	20:市	立保育團	園老人いこ	こいの家	2名		30:市	立保育園	老人いこ	こいの家	2名	40:市	立保育園	老人いこ	こいの家	2名
		【田中孝	教授・杉.					炎授・杉原	原助教】				【田中教	対授・杉原					対授・杉原	原助教】	
					L:川崎源 - ** ' ' ' '		_										病院 5:	_			
					教授・												豊増准				
				_	2:川崎源 四 ###		_								_		病院 5: 	_			
					田教授 3:川崎痘												・青木評 病院 5:				
					かり 計田教授		_										NM 5. そ・助手	_			
					1:川崎痘												方院 5:				
					田教授		_										・非常勤				
				Ę	5:川崎痘	院 5:	<u></u>								15	5:川崎症	病院 5:	名			
				【掛	田教授	・非常剪	助G】								【掛	田教授	・非常勤	助C】			
				(5:川崎痘	院 5:	名 名								16	5:川崎症	病院 5:	名			
				【掛	田教授	・非常動	bH]								【掛	田教授	・非常勤	助 D】			
				-	7:井田羽	寿院 5	名								17	7:井田第	病院 5	i名			
					田教授												・岩屋請				
					3:井田源		_										病院 5:	_			
					田教授												・岩瀬譚				
					9:井田峁 卦田教授		_										病院 5: そ・助手	_			
					0:井田៛												表院 5:				
					∪.开山; ト田教授												・非常勤				
				L jæ		>E113.	~,314				ı l				اندا 🖈	ー・ヘル	71-1113				

発達と暮らしへの支援実習(幼児と高齢者の生活) 基礎看護学実習 ||

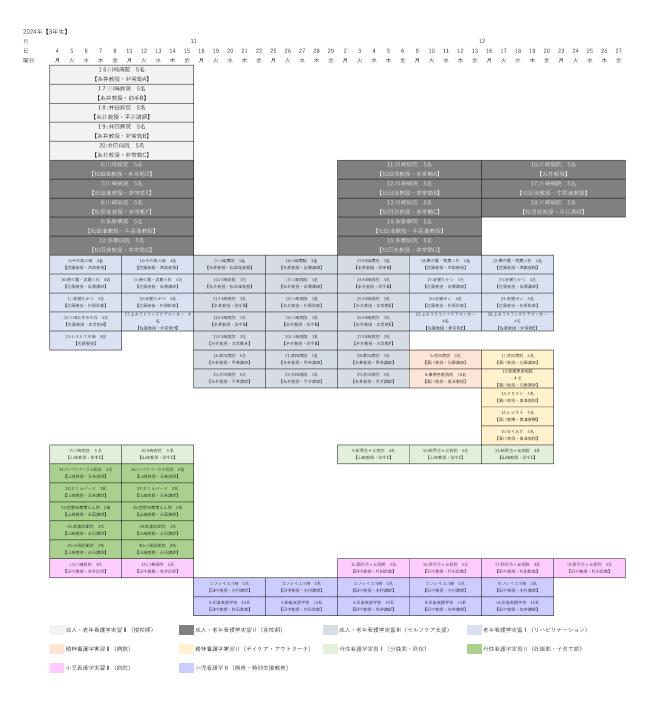
2024年【	3年生】																									
月 日	16 17 18	19 20	9 23	24 25	26	27	30 :	1	2	3 4	7	8	9	10	11	10	21	22	23	24	25	28	29	30	31	11 1
曜日	月火水	木 金		火 水	木	金				木 金		火	水	木	金		月	火	水	木	金	月	火	水	木	金
		1:川崎瘴	5名	5						6川崎	病院	5名								11:)	川崎源	院	5名			
		糸井教授							[∄	长井教授												・非常				
		2:川崎涼								7:川崎												院!				
		【糸井教授 3:井田病								(糸井教) 8:井田												·助3 i院 :				
	Ţ.	5.开山 _产 长井教授・								6.开出												平井				
		4:井田痘							-	9:井田												院 5				
	[}	k井教授·	牛尾准	教授】					(#	长井教授	・杉原	助教】								【糸井	教授	非常	勤B】			
		5:井田病								10:井田												院				
		糸井教授	 杉原財]教】					()	糸井教授	・非常	s勤A】										非常				
																						院 5 ・非常	名 §勤D】			
																						院 5				
																			[・非常				
																			,			・非常 院 5				
																			【杜					1		
																						院 5				
						_					_										主教授	・非常	常勤G】			
									丙院 3名・松田准4			5:井E 【糸井教哲	田病院 そ・松田)風川崎 授・渕田				5:千の) 【佐藤教技			
									病院 3名・松田准4			6:井E 【糸井教授	日病院 そ・松田				2		・武蔵小: 授・岩津				:葵の園・ 【佐藤教技			
									病院 3名・牛尾准4	-		7:井E 【糸井教授	日病院 そ・牛尾						またかつ 授・杉原	-			7:老健: 【佐藤教技	たかつ 受・杉居	_	
									病院 3名・牛尾准4			8:井E 【糸井教授	日病院 そ・牛尾						すみの丘 接・非常				8:三田あ 【佐藤教			
	1:武田病院 ミ 【廣川教授・加藤		ı	1:武田病院 廣川教授・加								6:武日	日病院 授・加恵													
	2:東横恵愛病院 【廣川教授・嵐准			:東横恵愛病 廣川教授・加					を病院 1 ・嵐准教			7:東横憲														
			ľ	3:オリオン 廣川教授・康								8:オリ 【廣川教	リオン 授・嵐准													
			I	4:レジネス 廣川教授・康								9:レジ 【廣川教	ジネス 授・嵐准													
			ľ	5:ゆりあす 廣川教授・度								10:ゆ 【廣川教	りあす 授・嵐准													
	1:川崎病院 5 【山崎教授・助 ³			2:川崎病院 【山崎教授・					病院 5年 受・助手				病病院 教授・助						奇病院 ! 教授・助				6:川崎 【山崎参	病院 対授・助		
	1:ウパウパハウス岡 【山崎教授・五味			パウパハウス 山崎教授・ヨ		2			・五味講		16	6:ウバウハ 【山崎教			名				《ハウス》 授・五味		名		ウパウパ 【山崎教持			名
	2:さくらバース 【山崎教授・五味			7:さくらバー 山崎教授・3					バース ・五味講			17:さく 【山崎教							らバース 授・五味				27:さく <i>に</i> 【山崎教技			
	3:宮前お産宿えんJ 【山崎教授・永田			宮前お産宿え 山崎教授・永					宿えん助・永田講		1	18:宮前お店					2		産宿えん 授・永田		6		3:宮前お酒 【山崎教技			1
	4:森重助産院 【山崎教授・永田			9:森重助産院 山崎教授・矛					加産院 3 ・永田講			19:森重	動産院 授・永日						重助産院 授・永田				29:森重 【山崎教持			
	5:小峰助産院 【山崎教授・永田			10:小峰助産 山崎教授・テ					か産院 2 ・永田議			20:小崎 【山崎教	*助産院 授・永日						拳助産院 授・永田				30:小峰 【山崎教技			
	1:川崎病院 4 【田中教授・木村		ı	3:川崎病院 田中教授・オ					病院 4名 ・木村講			7:川崎	奇病院 授・木杆						崎病院 - 授・笠井				11:川卓 【田中教持	奇病院 受・笠‡		
											1															

成人・老年看護学実習 (慢性期)	成人・老年看護学実習Ⅱ(急性期)	成人・老年看護学実習Ⅲ(セルフケア支援)
老年看護学実習 (リハビリテーション)	精神看護学実習 (病院)	精神看護学実習 II (デイケア・アウトリーチ)
母性看護学実習【(分娩期・病院)	母性看護学実習Ⅱ(妊娠期・子育て期)	小児看護学実習 (病院)

8:多摩病院 4名 【田中教授・村田助教】 10:多摩病院 4名 【田中教授・村田助教】 12:多摩病院 4名 【田中教授・村田助教】

6:多摩病院 4名 【田中教授·村田助教】

2:多摩病院 4名 【田中教授・村田助教】 4:多摩病院 4名 【田中教授・村田助教】



2024年【3年生】

月 1

		病院 5名 ・杉原助教】	20:東部編 【松田准教授			
	7:武田病院 6名 【廣川教授·加藤講師】	16:武田病院 4名 【廣川教授・加藤講師】	9:武田病院 6名 【廣川教授・加藤講師】	21:武田病院 4名 【廣川教授・加藤講師】	11:武田病院 6名 【廣川教授】	26:県立精神医療センター 5 名 【廣川教授・加藤講師】
	8:東横恵愛病院 10名 【廣川教授・嵐准教授】	17:東横恵愛病院 4名 【廣川教授・加藤講師】	10:東横恵愛病院 10名 【廣川教授・嵐准教授】	22:東横恵愛病院 4名 【廣川教授・加藤講師】	12:東横恵愛病院 10名 【廣川教授・嵐准教授】	
		18:オリオン 4名 【廣川教授・嵐准教授】		23:オリオン 4名 【廣川教授・嵐准教授】	13:県立精神医療センター 5 名 【廣川教授・加藤講師】	
		19:レジネス 4名 【廣川教授・嵐准教授】		24:レジネス 4名 【廣川教授・嵐准教授】		
		20:ゆりあす 4名 【廣川教授・嵐准教授】		25:ゆりあす 4名 【廣川教授・嵐准教授】		
		12:川崎病院 4名 【山崎教授・非常勤A】	15:川崎病院 4名 【山崎教授・非常勤A】	18:東部病院 4名 【山崎教授・永田講師】	21:新百合ヶ丘病院 4名 【山崎教授・助手C】	22:東部病院 4名 【山崎教授・永田講師】
		13:東部病院 4名 【山崎教授・永田講師】	16:東部病院 4名 【山崎教授・永田講師】	19:横浜南共済病院 4名 【山崎教授・五味講師】		23:横浜南共済病院 4名 【山崎教授・五味講師】
		14:横浜南共済病院 4名 【山崎教授・五味講師】	17:新百合ヶ丘病院 4名 【山崎教授・助手C】	20:新百合ヶ丘病院 4名 【山崎教授・助手C】		
19:新百合ヶ丘病院 4名 【田中教授・村田助教】	20:新百合ヶ丘病院 4名 【田中教授・村田助教】	21:新百合ヶ丘病院 4名 【田中教授・村田助教】	22:新百合ヶ丘病院 4名 【田中教授・村田助教】		23:多摩病院 4名 【田中教授・村田助教】	24:多摩病院 4名 【田中教授・村田助教】

成人・老年看護学実習 || (急性期) 精神看護学実習 || (病院) 精神看護学実習 || (デイケア・アウトリーチ)

母性看護学実習 | (分娩期・病院) 小児看護学実習 | (病院)

●保健師課程

8:保健所等 2名
【洲崎教授・遠藤講師】
9:保健所等 2名
【洲崎教授・遠藤講師】
10:保健所等 2名
【洲崎教授・原田助教】
11:保健所等 2名
【洲崎教授・原田助教】
12:保健所等 2名
【洲崎教授・非常勤(保)A】
13:保健所等 2名
【洲崎教授・非常勤(保)A】
14:保健所等 2名
【洲崎教授・非常勤(保)B】
15:保健所等 2名
【洲崎教授・非常勤(保)B】

公衆衛生看護学実習Ⅰ(基礎)

 2025年【4年生】

 月

 日
 12
 13
 14
 15
 16
 19
 20
 21
 22
 23
 26
 27
 28
 29
 30
 2
 3
 4
 5
 6
 9
 10
 11
 12
 13
 16
 17
 18
 19
 20
 23
 24
 25
 26
 27

 曜日
 月
 火
 水
 木
 金
 月
 火
 水
 木
 金
 月
 火
 水
 木
 金
 月
 火
 水
 木
 金

73 74 131 111 222	77 74 131 111	73 74 131 111 222				
1:井田病院 5名	6:井田病院 5名	11:川崎病院 5名	16:川崎病院 5名	1:川崎病院 5名	5:川崎病院 5名	7:川崎病院 5名
【山崎教授】	【山崎教授】	【山崎教授】	【山崎教授】	【廣川教授・助手C】	【廣川教授・助手C】	【廣川教授・助手C】
2:井田病院 5名	7:井田病院 5名	12:川崎病院 5名	17:川崎病院 5名	2:井田病院 5名	5:井田病院 5名	8:井田病院 5名
【山崎教授・青木訛師】	【山崎教授・青木訪師】	【山崎教授・青木訥飾】	【山崎教授・青木訪師】	【廣川教授・五味講師】	【廣川教授・五味講師】	【廣川教授・五味講師】
3:井田病院 5名	8:井田病院 5名	13:川崎病院 5名	18:川崎病院 5名	3:多摩病院 5名	6:多摩病院 5名	9:多摩病院 5名
【山崎教授・助手A】	【山崎教授・助手A】	【山崎教授・助手A】	【山崎教授・助手A】	【廣川教授·木全准教授】	【廣川教授·木村講師】	【廣川教授・平井講師】
4:多摩病院 5名	9:多摩病院 5名	14:川崎病院 5名	19:川崎病院 5名	1:川崎記念病院 12名	3:川崎記念病院 13名	5:川崎記念病院 13名
【山崎教授·豊増准教授】	【山崎教授・豊増准教授】	【山崎教授・豊増准教授】	【山崎教授・豊増准教授】	【須田教授・佐藤教授・杉原助教】	【湖田教授・佐藤教授・杉原助教】	【適田教授・佐藤教授・杉原助教
5:多摩病院 5名	10:多摩病院 5名	15:川崎病院 5名	20:川崎病院 5名	2:川崎田園都市病院 10名	4:川崎田園都市病院 10名	6:川崎田園都市病院 10名
【山崎教授·豐増准教授】	【山崎教授·豊増准教授】	【山崎教授・豊増准教授】	【山崎教授·豊増准教授】	【渕田教授・岩瀬講師】	【週田教授・岩瀬講師】	【洲田教授・岩瀬講師】

1:當川病院 4名 【※并教授·牛尾准教授】 2:井田病院 4名 【※并教授·助手B】 3:新百合ヶ丘病院 4名 【※井教授·平井講師】

1:小田訪問看護 2名	14:小田訪問看護 2名
【難波教授・木全准教授】	【難波教授・田中講師】
2:こうかん訪問看護 2名	15:川崎大師訪問看護 2名
【難波教授・木全准教授】	【難波教授・田中講師】
3:川崎大師訪問看護 2名	16:りんこう訪問看護 2名
【難波教授・木全准教授】	【難波教授・田中講師】
4:りんこう訪問看護 2名	17:かわさき南部訪問看護 2名
【難波教授・笠原講師】	【難波教授・笠原講師】
5:かわさき南部訪問看護 2名	18:さいわい訪問看護 2名
【難波教授・笠原講師】	【難波教授・笠原講師】
6:かわさき訪問看護 2名	19:かわさき訪問看護 2名
【難波教授・笠原講師】	【難波教授・笠原講師】
7:井田訪問看護 2名	20:井田訪問看護 2名
【難波教授・非常動A】	【難波教授・非常動A】
8:向丘訪問看護 2名	21:向丘訪問看護 2名
【難波教授・非常動A】	【難波教授・非常動A】
9:済生会訪問看護 2名	22:済生会訪問看護 2名
【難波教授・非常勤B】	【難波教授・非常動B】
10:よろこび久末 2名	23:よろこび久末 2名
【難波教授・非常動B】	【難波教授・非常動B】
11:虹ヶ丘 2名	24:虹ヶ丘 2名
【難波教授·非常勤C】	【難波教授・非常動C】
12:ゆらりん 2名	25:ゆらりん 2名
【難波教授・非常勤C】	【難波教授・非常動C】
13:金井原苑 2名	26:金井原苑 2名
【難波教授・非常動C】	【難波教授・非常動C】
	1:ビオラ川崎 2名
	【難波教授・木全准教授】
	2:桜寿園 2名
	【難波教授・木全准教授】
	3:大島中島 2名
	【難波教授・木全准教授】
	4:夢見ヶ崎 2名
	【難波教授・非常勤D】

平井講師】			
	27:小田訪問#	看護 2名	3
	【難波教授・オ	全准教授	ŧ1
	28:こうかん訪問	問看護 :	2名
	【難波教授・オ	全准教授	2)
	29:川崎大師訪問	問看護	2名
	【難波教授・オ	全准教授	1
	30:りんこう訪問	問看護 :	2名
	【難波教授・	非常勤A】	
3	1:かわさき南部記	方問看護	2名
	【難波教授・	非常動A】	
	32:かわさき訪問	問看護 :	2名
	【難波教授・	非常勤A】	
	33:井田訪問	看護 2名	5
	【難波教授・	非常勤B】	
	34:向丘訪問	后護 24	3
	【難波教授・	非常勤B】	
	35:済生会訪問	看護 2	名
	【難波教授・	非常勤B】	
	36:よろこぴク	入末 2名	3
	【難波教授・	非常勤C】	
	37:虹ヶ丘	2名	
	【難波教授·	非常勤C】	
	38:金井原芽	地 2名	
	【難波教授・	非常勤C】	

1. C 7 7 / (A) 241
【難波教授・木全准教授】
2:桜寿園 2名
【難波教授・木全准教授】
3:大島中島 2名
【難波教授・木全准教授】
4:夢見ヶ崎 2名
【難波教授・非常勤D】
5:かしまだ 2名
【難波教授・非常勤D】
6:すみよし 2名
【難波教授・非常勤D】
7:みやうち 2名
【難波教授・非常勤E】
8:すえなが 2名
【難波教授・非常勤E】
9:溝口 3名
【難波教授・非常勤E】
10:レストア 2名
【難波教授・非常勤F】
11:登戸 2名
【難波教授・非常勤F】
12:片平 2名
【難波教授・非常勤F】

13:ビオラ川崎 2名
【難波教授・田中講師】
14:桜寿園 2名
【難波教授・田中講師】
15:大島中島 2名
【難波教授・田中講師】
16:しゃんぐりら 2名
【難波教授・笠原講師】
17:かしまだ 2名
【難波教授·笠原講師】
18:すみよし 2名
【難波教授・笠原講師】
19:みやうち 2名
【難波教授・非常勤D】
20:すえなが 2名
【難波教授・非常勤D】
21:溝口 3名
【難波教授・非常勤D】
22:レストア 2名
【難波教授・非常勤E】
23:登戸 2名
【難波教授・非常勤E】
24:片平 2名
【難波教授・非常勤E】

看護マネジメント実習

多職種連携実習 と年看護学実習Ⅱ(認知症ケア) 成人・老年看護学実習Ⅳ(緩和ケア) 在宅看護学実習

地域包括ケア実習

●保健師課程

● N/MEDIBALE	
1:保健所等 2名	8:保健所等 2名
【洲崎教授・遠藤講師】	【洲崎教授・遠藤講師】
2:保健所等 2名	9:保健所等 2名
【洲崎教授・遠藤講師】	【洲崎教授・遠藤講師】
3:保健所等 2名	10:保健所等 2名
【洲崎教授・原田助教】	【洲崎教授・原田助教】
4:保健所等 2名	11:保健所等 2名
【洲崎教授・原田助教】	【洲崎教授・原田助教】
5:保健所等 2名	12:保健所等 2名
【洲崎教授・非常勤(保)A】	【洲崎教授・非常勤(保)A】
6:保健所等 2名	13:保健所等 2名
【洲崎教授・非常勤(保)A】	【洲崎教授・非常勤(保)A】
7:保健所等 2名	14:保健所等 2名
【洲崎教授・非常勤(保)B】	【洲崎教授・非常勤(保)B】
	15:保健所等 2名
	【洲崎教授・非常勤(保)B】

公衆衛生看護学実習 || (発展・マネジメント)

2025年【4年生】 月
 30
 1
 2
 3
 4
 7
 8
 9
 10
 11
 14
 15
 16
 17
 18
 21
 22
 23
 24
 25
 28
 29
 30
 31
 1
 4
 5
 6
 7
 8

 月 火 水 木 金 月 火 水 木 金 月 火 水 木 金 月 火 水 木 金 月 火 水 木 金 月 火 水 木 金 月 火 水 木 金
 1
 火 水 木 金
 1
 火 水 木 金
 日 8 9 10 11 12 月 火 水 木 金 日 帰 10:川崎病院 6名 【渕田教授・嵐准教授】 12:川崎病院 6名 【渕田教授・嵐准教授】 13:井田病院 6名 【渕田教授・五味講師】 6:宮川病院 4名 【糸井教授・松田准教授】 7:井田病院 4名 【糸井教授・助手B】 8:新百合ヶ丘病院 4名 【糸井教授・平井講師】 【糸井教授・牛尾准教授】 5:井田病院 4名 【糸井教授・助手B】 39:小田訪問看護 2名 【難波教授・木全准教授】 40:りんこう訪問看護 2名 【難波教授・木全准教授】 41:川崎大師訪問看護 2名 【難波教授・木全准教授】 42:りんこう訪問看護 2名 【難波教授・笠原講師】 43:かわさき訪問看護 2名 【難波教授・笠原講師】 44:井田訪問看護 2名 【難波教授・笠原講師】 45:向丘訪問看護 2名 【難波教授・非常勤A】 46:済生会訪問看護 2名 【難波教授・非常勤A】 47:よろこび久末 2名 【難波教授・非常勤A】 48:虹ヶ丘 2名 【難波教授・非常勤B】 49:ゆらりん 2名 【難波教授・非常勤B】 50:金井原苑 2名 【難波教授・非常勤B】 25:ビオラ川崎 2名 37:ビオラ川崎 2名 【難波教授・田中講師】 【難波教授・木全准教授】 26:桜寿園 2名 【難波教授·田中講師】 38:桜寿園 2名 【難波教授·木全准教授】 27:大島中島 2名 39:大島中島 2名 【難波教授・田中講師】 【難波教授・木全准教授】 28:夢見ヶ崎 2名 40:しゃんぐりら 2名 【難波教授・非常勤C】 29:かしまだ 2名 【難波教授・笠原講師】 41:かしまだ 2名 【難波教授・非常勤C】 【難波教授・笠原講師】 30:すみよし 2名 42:すみよし 2名 【難波教授・非常勤C】 【難波教授・笠原講師】 【難波教授・非常勤D】 32:すえなが 2名 【難波教授・田中講師】 44:すえなが 2名 【難波教授・非常勤D】 【難波教授・田中講師】 45:溝口 3名 【難波教授・田中講師】 46:レストア 2名 33:溝口 3名 【難波教授・非常勤D】 34:レストア 2名 【難波教授·非常勤A】 47:登戸 2名 【難波教授・非常勤E】 35:登戸 2名 【難波教授·非常勤E】 36:片平 2名 【難波教授・非常勤A】 48:片平 2名 【難波教授・非常勤E】 【難波教授・非常勤A】 多職種連携実習 成人・老年看護学実習IV(緩和ケア) 地域包括ケア実習 在宅看護学実習

1:市内小中学校・	5:市内小中学校・
富士通 3名	富士通 2名
【荒木田教授・遠藤講師】	【荒木田教授・遠藤講師】
2:市内小中学校・	6:市内小中学校
キャノン 2名	キャノン 2名
【荒木田教授・遠藤講師】	【荒木田教授·遠藤講師】
3:市内小中学校・ENEOS 2名	7:市内小中学校・ENEOS 2名
【荒木田教授・原田助教】	【荒木田教授・原田助教】
4:市内小中学校・	8:市内小中学校・
職員厚生課 3名	富士電機 2名
【荒木田教授・原田助教】	【荒木田教授・原田助教】
	9:市内小中学校
	NEC 2名
	【荒木田教授・洲崎教授】

1.児相・養護施設 2名	6:児相・養護施設 2名	11:児相・養護施設 2名
【洲崎教授・遠藤講師】	【洲崎教授・遠藤講師】	【洲崎教授・遠藤講師】
2:児相・養護施設 2名	7:児相・養護施設 2名	12:児相・養護施設 2名
【洲崎教授・遠藤講師】	【洲崎教授・遠藤講師】	【洲崎教授・遠藤講師】
3:児相・養護施設 2名	8:児相・養護施設 2名	13:児相・養護施設 2名
【洲崎教授・原田助教】	【洲崎教授・原田助教】	【洲崎敦授・原田助教】
4:児相・養護施設 2名	9:児相・養護施設 2名	14:児相・養護施設 2名
【洲崎教授・原田助教】	【洲崎教授・原田助教】	【洲崎教授・原田助教】
5:児相・養護施設 2名	10:児相・養護施設 2名	15:児相・養護施設 2名
【洲崎教授】	【洲崎教授】	【洲崎教授】

公衆衛生看護学実習Ⅲ(学校・産業) 公衆衛生看護学実習Ⅳ(社会的養護)

基礎看護学実習Ⅱ(看護過程)

学籍番号 氏名	氏名		中間		終
学修の到達目標	評価項目	月	日	月	日
1.療養生活をしている対象を理	患者・家族を尊重した態度、言葉で対応できる。				
解できる.	患者に関心を寄せ、主体的に関わることができる。				
	患者の立場や状況を考慮して、患者が話しやすい環境を整えることができ				
	వ .				
	患者・家族の話を傾聴することができる。				
	 患者の生活背景(生活習慣、生活環境、社会的役割など)を説明できる。 				
	患者の現在の健康状態(既往歴、現病歴、病状等)や治療を説明できる。				
	患者が入院生活および病気に罹患したこと、治療についてどのように感じ				
	ているかを説明できる。				
2.看護過程に沿って、計画立案	患者の健康状態や生活状況の情報を収集し、解釈し、分析できる				
できる.	患者の健康状態や生活状況を分析し、生活行動に関わる看護上の問題を明				
	らかにできる				
	生活行動に関わる看護上の問題の解決に向けた具体的な看護目標を設定で				
	きる				
	看護目標を達成するための具体策を立案できる				
3.対象に適した日常生活行動に	看護計画に基づき、生活に関する援助を原則を踏まえて実施できる(環境				
対する看護実践と評価ができる.	の整備、食事、排泄、活動、休息、清潔、衣生活の援助)				
	実施した援助に対し、良かった点、見直しを必要とする点などの評価を根				
	拠をもって実施できる				
	評価にもとに、必要時看護計画を修正することができる。				
4.対象の権利擁護および看護職	実習中に知り得た患者・家族および医療者の情報等に関して守秘義務を守				
者としての倫理的配慮ができる.	ることができる。				
	患者の安全を守るために、必要な学修や日々の評価ができる				
	メモや記録の管理を適切に行うことができる				
	自らの体調を整えて実習に臨み、体調の変化があった場合は適切に報告で				
	きる				
	報告、連絡、相談を適切に行うことができる				
	カンファレンスに積極的に参加し、メンバーと意見交換を行い、他者の意				
	見を傾聴できる				
	病院施設すべての人に対して、節度ある態度、言葉づかいで接することが				
	できる				
	実習を行うにあたっての規則(身だしなみ、時間、約束など)を遵守でき				
	ā.				